

第8回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年4月1日(火) 14:00～16:00

2. 場所：デジタル庁14階会議室

3. 出席：

安中	良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
生貝	直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田	高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷	龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
岩村	有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
岡田	淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
越塚	登	東京大学大学院情報学環教授
宍戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽	智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野	美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生 活専門相談員
森田	朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事

<ゲストスピーカー>

浅沼	尚	デジタル庁デジタル監
富安	泰一郎	デジタル庁戦略・組織グループ統括官
楠	正憲	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官
安藤	良将	広島県総務局 DX 推進担当部長
五十嵐	立青	茨城県つくば市長
伊藤	伸介	中央大学経済学部教授
小林	庸平	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経済財政政策 部 主任研究員
佐脇	紀代志	個人情報保護委員会事務局長

<事務局>

小川	康則	デジタル行財政改革会議事務局長代理
村上	敬亮	デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官
山澄	克	デジタル行財政改革会議事務局審議官

吉田	宏平	デジタル行財政改革会議事務局審議官
木尾	修文	デジタル行財政改革会議事務局参事官
折田	裕幸	デジタル行財政改革会議事務局参事官
坪井	宏徳	デジタル行財政改革会議事務局参事官
中野	芳崇	デジタル行財政改革会議事務局企画官
楠目	聖	デジタル行財政改革会議事務局企画官

<オブザーバー>

瀬戸口	丈博	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長補佐
吉屋	拓之	個人情報保護委員会事務局参事官
黒藪	誠	デジタル庁統括官付参事官
八代	将成	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長
守谷	学	経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 官民のデータ利活用について
 - (2) 討議
3. 閉会

(資料)

- 資料1 官民におけるデータ利活用について（事務局提出資料）
- 資料2 デジタル庁提出資料
- 資料3 つくば市提出資料
- 資料4 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社経済財政政策部小林庸平主任研究員提出資料
- 資料5 中央大学経済学部伊藤伸介教授提出資料
- 資料6 広島県提出資料
- 資料7 個人情報保護委員会事務局提出資料
- 資料8 参加者名簿

(概要)

○森田座長 皆様、こんにちは。足元の悪い中御参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第8回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

まず、事務局から本日の進行についての御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

本日は官民でのデータ利活用を議題にいたしまして、ゲスト及び構成員の皆様にお話をいただき、討議といたしたいと思います。

資料は席上のタブレットに格納しておりますので、不具合がありましたらいつでもお申しつけください。

本日、安中構成員、生貝構成員、依田構成員、稲谷構成員、岩村構成員、越塚構成員、宍戸構成員、巽構成員はオンラインで御参加でございます。

阿部構成員、上野山構成員は御欠席でございます。

事務局からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、官民でのデータ利活用についての議事に入りたいと思います。

まずは事務局資料について御説明をお願いいたします。

○折田参事官 事務局の折田と申します。よろしくお願いいたします。

資料1、2ページを御覧ください。本日御議論いただきます対象について御紹介をいたします。①行政のデータを社会が利活用する、例えば気象データを農業計画で使うというもの、②行政の内部データを行政が自分自身で使う、税務データを自ら分析するもの、③人流データ等の行政外部のデータを行政が利用するという3つの局面があらうかと思えますけれども、本日は①と②の行政が保有しているデータの利活用を中心に御議論いただければと考えております。

続きまして、3ページでございます。今回この議題を取り扱うに当たりまして、データの取得から利活用に至る様々な場面でどのような課題があるかについて、実際にデータを利用されている方々にヒアリングをいたしました。その結果については参考資料として9ページに掲載しております。後ほど御覧いただければと思います。

次に4ページでございます。前回第7回の検討会で事務局から提示をさせていただきました全体像に、ヒアリングで浮かび上がりました課題をプロットしたものがこちらでございます。

(1) データの品質確保でございますけれども、データが使える状態になっていない、コストがかかるという意見が非常に多く出ておりました。本日はAIの利活用を進めておられる広島県さんからデータの機械可読性についての課題を御紹介いただく予定となっております。また、後ほど事務局からも問題提起をさせていただきます。

(2) でございますけれども、データの利活用を進めたところで具体的にどういうメリットがあるのかということ、特にデータホルダーの皆様理解いただくことが非常に大事になってまいりますけれども、一般論での説明ではなかなか理解を得るのは難しいのではないかという意見が出ておりました。したがって、具体のユースケースでメリットをし

っかり説明していく必要があるということが大事なのではないかと考えております。

(3) データを使う際のリスクの問題でございます。ここでは法令だけではなく運用、組織、それから技術、そういったことをトータルで見ていく必要があるのではないかとこの意見が出ております。本日はこの議論の前提となります個人情報保護法の考え方を個人情報保護委員会から御説明いただくとともに、法令以外の様々な工夫の例として、つくば市独自のプライバシー影響評価制度について、本日は五十嵐市長から御説明いただくことになっております。また、前回議論になりました複数分野のデータの結合につきましては、イギリスのデータリンケージの取組について伊藤先生から御説明いただくことになっております。

こちらの(1) (2) (3)につきましてまとめますと、真ん中の(2)のメリットを高めて左側の(1)のコスト、それから(3)のリスクを引き下げていくことがデータ利活用を進めていく上で重要かと思っておりますけれども、それを進めるために推進する組織が必要になるのではないかとということが(4)の論点でございます。こちらに関しましては、現在の取組として、デジタル庁から公共サービスメッシュ、オープンデータの取組状況について御説明いただけることになっております。

こういったデータの利活用を特に行政内部で進めていくに当たって、森田先生が座長を務めておられました人事行政諮問会議でも最終提言の中に入っておりましたけれども、前提としてしっかりとBPR、DXを進めて、人口減少下でも業務が回る仕組みをつくっていかねばいけないというのはデジタル行財政改革のテーマでもございますので、それは当然のこととして、さらにその中で特に若い職員がデータ利活用、AI利活用を進めていく環境を整えていく。特に研修という形だけではなくて実践の機会をつくっていくことが非常に大事なのではないかと考えております。この辺りは小林先生からアメリカの人材育成、外部人材の活用について御紹介いただくことを考えております。

5 ページに移っていただきまして、機械可読性に関する論点について事務局から簡単に問題提起させていただきます。行政が保有している既存データをAI-OCRで読み込んでデジタルデータ化する取組に関しましては、既存データここ最近のLLMの進化によって、相当進化を遂げております。IVRy社から具体的な読み込み例を提供していただいておりますけれども、真ん中のところは去年ぐらいまではなかなか表形式の書き起こしができていなかったものが、今年は表形式で書き起こせるぐらいまでレベルが上がってきています。

ただ、次の6 ページを御覧いただきまして、AIが苦手とする処理が存在しております。例えば、セル結合した部分は機械は認識するのが苦手ですので、こういうものは新しいデータを生成する際に我々人間の側が気をつけていくべきところがあるのではないかとこのことでございます。

続いて、7 ページでございます。新しくデータを作る際のルールについては、右側にありますように、総務省が統計表の表記方法についての機械可読性に関するルールを定めております。ただ、現場の職員が全て守り切ることは難しい面もあろうかと思っております。左側

は試みに整理したものではありますが、例えば1セル1データでありますとか、オブジェクトを貼り付けないといった誰でも守れるルールという形で分解して、段階的に進めていくということも1つの案ではないかと考えております。

最後、8ページ、本日御議論いただきたい論点でございます。

1が、AI-Ready社会において機械可読性が重要になってきますけれども、先ほど申し上げましたルールの在り方と、そのルールをどう徹底するのが1つ目でございます。

2つ目が、このデータの利活用を進めていく上で、データの提供者・保有者にメリットを理解していただくことが非常に重要になってきますけれども、個々のケースで法的な整備をしっかりとエンドースしていく、あるいはその中から現行法令のボトルネックを丁寧に一個一個拾い上げていくことが必要になってくると思いますが、どこがどのように担っていくかという点について御議論いただければと思います。

3つ目でございます。データの政府全体の窓口が存在しないという話を自治体の職員の方々からもよく聞きます。ここで、先ほどのとおりユースケースの蓄積、分野横断的な課題を担当する組織が必要になってくるのではないかと考えております。また、3ボツ目でございますけれども、オープンデータに関しましては、AIによってかなり局面が変わったと思いますので、そこをどうてこ入れしていくのか、優先して取り組むべき分野等について御示唆をいただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

続きまして、デジタル庁戦略・組織グループの富安統括官から発表をお願いいたします。

○富安統括官　デジタル庁戦略・組織グループの富安でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料2に基づいて御説明させていただきます。

先ほど折田さんから公共サービスメッシュ、オープンデータとございましたので、そういったものを中心に御説明させていただきます。カテゴリー的には公共サービスメッシュの取組はどちらかというと行政サービスを提供する上で行政内で保有している情報をどうやって活用していこうかという話に近くて、オープンデータはまさにオープンデータの取組になります。

3ページ、行政機関が保有するデータを活用する際の課題ということで、課題1、課題2、課題3と絵で描いておりますけれども、特に課題1は自治体等において施策を講じる場合に特定・更新・管理に様々な業務システムを使う必要があります。その住民情報を抽出・加工するたびに作業が発生しているという問題でございます。右側に行きまして、課題2で、既に行政機関が保有している情報であっても、手続きごとに同様の項目を毎回記載や入力していただくことが必要です。それから、課題3ですけれども、複数の行政機関に対して同様の内容の申請や届出等を提出しなければいけないと。

公共サービスメッシュ等の取組はこうした課題解決に寄与するものと考えていまして、

次の4ページをお願いします。まず、公共サービスメッシュの前段階の取組としまして、右上の自治体システム標準化というものを今は一生懸命やらせていただいております。基幹20業務につきましては、そのデータにつきまして、標準準拠システムのデータ要件や連携要件を決めまして、それに適合する形でしておりますので、標準化されればデータの抽出や円滑なデータ連携が容易になっていく取組でございます。今、2025年度に向けましてやっております。

公共サービスメッシュの取組といたしまして、青枠の右側の真ん中に自治体内の情報活用とあります。自治体内の各システムで保有するデータを、利用目的の範囲内で編集・加工、活用先サービスに連携すること。それから、業務・システム横断で抽出・加工することで、職員の作業負担を軽減するような取組をする。それから、デジタル庁も給付支援サービスみたいなものを提供しておりますけれども、そういったフロントサービスとの連携もございます。将来的にはスマホ等でオンライン申請をしていただくに当たって、あらかじめ自治体が保有している情報をプレフィル等によって申請画面に入力しておくということですけれども、プレ表示することによって申請者の入力負担や自治体の審査負担を軽減していく、こういったことを可能にする取組が公共サービスメッシュになってまいります。

一番下、行政機関間、今のは行政機関内の話で、異なる行政機関間におきましては、現在は情報提供ネットワークがございますけれども、番号法に基づきまして情報の照会から提供、情報連携をする仕組みがございますので、これは引き続き公共サービスメッシュで引き継いでいくと。

続きまして、関連しまして、ベースレジストリの取組につきましても御説明をさせていただきたいと思っております。ベースレジストリは事業者手続に重点を置いて取組を進めておりますけれども、制度横断的に多数の手続で参照いただけるような正確性と最新性が担保されたデータを用意する、制度的にクリアする必要があるればクリアする、システムを構築する、そういった取組でございます。

デジタル庁ができて精力的にベースレジストリの考え方を整理いたしまして進めてきておりまして、成果のイメージとしてはまさに絵に描いておりますけれども、例えば許認可等を既に受けている法人が名称や所在地等を変更した場合に、これまではそれぞれの行政機関に対して何度も手続が必要でしたけれども、今度は手続は1か所、登記を一度変更すればそれがベースレジストリに登録されて、それで情報連携がバックヤードで行われるということ。

それから、下の段の法人が許認可や補助金等の申請手続を行う場合ですけれども、これまでは様々な項目について入力する必要がありましたけれども、基本的には法人番号を入力すればそれ以外の情報はバックヤードで連携するといったことを考えております。

ベースレジストリはいろいろと範囲が広くございますので、まずは法人、不動産、住所の3分野を注力分野として進めようとしておりまして、昨年に必要な法改正を行いまして、今年にはベースレジストリの整備改善計画をつくりまして、しっかりと計画的に進めてま

いたいと思っております。商業登記・不動産登記のデータベースあるいは必要な検討、また住所関係ですと、住所・所在地関係の情報につきましても整備しているところです。

続きまして、それぞれを踏まえまして、行政機関が保有するデータの活用・連携に当たっての論点ということで、デジタル庁で見えている面ということで書いてあります。

まず、総論的なことを書いていますけれども、人口減少下において職員が減っていく中でも国民の利便性向上と行政機関の効率化を維持していくためには、デジタル三原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）を実現していくという大きな大目標を掲げております。また、技術的にも先ほどの公共サービスメッシュあるいはシステムの標準化等を進めましてデジタル基盤が整備されてまいりますし、マイナンバーカード等の認証手段も拡充されてきて、従来と比べても実質的に行政機関内、行政機関外の情報連携によって実現できることの幅が広がりつつあります。

例えば左下を御覧いただきますと、これまでは住民から申請をしていろいろそれに対して行うということでしたけれども、それを行政機関のほうで誰が施策対象になるのかを持っている情報で判断いたしまして、それをプッシュで通知すると。あるいは行政機関が他の行政機関が持っている情報などを活用することで、住民の方の情報をつなげることでワンスオンリーを実現すると。

ただ、もちろん上の3つ目のポツで書いたのですけれども、住民・事業者が行政機関に対して提出した情報は、個別手続ごとの法令や個人情報保護法等によって適切に管理する必要がございます。そういった中で、本人のために役立つような行政サービスを実現する上で、例えば当初の利用目的に含まれないような情報の活用が必要となるケースなど、個人情報保護法との関係を含む枠組みをどう考えていくべきか、そこをしっかりと工夫していく必要があるかと思います。利用目的の範囲内、範囲外、そういったことにつきまして、本人のために必要だということで行政が判断するという考え方、そういったことでしっかり速やかに行政サービスが実現できないか、そういったことにつきまして論点になるかと思っております。

時間がないので、簡単にオープンデータについて説明します。8ページ目をお願いします。オープンデータ基本指針というものを定めて、今、デジタル庁としては推進しております。一方で、リソースに限りもありますので、各省がしっかり徹底できていないところもあるかと思います。また、一方、公表した資料につきまして、これがちゃんと使いやすいかといった論点もあるかと思ひまして、先ほどAIの話も出てまいりましたけれども、デジタル庁におきましても、公表されている資料の中で政府スライドの資料によく見られる複数の図表や文章を示しつつ1つの主張を導くような複雑なスライドとか、官報などの縦書きと横書きが両方入ったものにつきまして、生成AIが正しく認識できるかという検証事業を行いました。なかなか生成AIの能力が十分でないところも見られましたけれども、ここの実証研究や検証に関するデータセットを公開しまして、関係者に評価をいただいて、オープンデータ基本指針に対して必要に応じまして反映して、しっかりと生成

AIの活用に資するような公共データの生成に向けまして努力してまいりたいと思っております。

関連しまして、9ページを簡単に御説明しますけれども、先ほど申し上げたオープンデータの中で、特に分野的に今、リソースを割いて進めておりますけれども、法令データの取組がございまして、法令データのオープンデータ化の経緯を時系列で書いておりますけれども、既に法令APIバージョン2を公表しておりまして、来年度中目途に告示データも追加予定にしております。右側には参照されている件数も載せておりますし、「法令」×「デジタル」ハッカソンなども行いまして民間にも活用いただいております、活用される分野につきまして、しっかり使われやすいデータに進化させて取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

続きまして、五十嵐立青つくば市長から発表をお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○五十嵐市長　よろしく申し上げます。

私からはプライバシー影響評価制度とデータ利活用についての取組を御紹介します。

次のスライドをお願いします。つくば市は国からスーパーシティ特区に指定をいただきまして、先端的な技術と規制改革を組み合わせた革新的なサービス提供を目指しています。主にこの6分野で取組を進めておりまして、PIAやデータの利活用は全ての分野にまたがる内容として実施をしています。

次の次をお願いします。都市の様々なデータを連携させるということですが、当然より高度な先端的サービスを社会実装していくプロセスでは、データが重要になります。ただ、カナダのトロントの事例が世界的に有名ですが、サービスの実装段階で自分に関する情報が自分の知らないところで使われているというような漠然とした不安を抱く市民がいることも事実であり、我々は向き合わなくてはいけないと思っております。市民が感じているプライバシーへの不安にしっかりと向き合うために、社会実装とプライバシー保護を両輪の関係としてきちんと実践することが非常に重要だと考えています。

次、お願いします。そこで、パーソナルデータを連携、利活用することで実現する先端的なサービスがもたらすプライバシーへの影響を適切に評価するための評価制度が、つくば市プライバシー影響評価制度であります。ここで懇話会をつくりまして、JIPDECの坂下常務理事に座長をお願いし、本日の検討会にも御参加の落合構成員など国の審議会級のメンバーの皆様に参加をお願いし、そこにつくば市の特徴としては実際のステークホルダーとなる市民が参加して、約2年にわたって制度設計を行いました。恐らくPIAの制度設計に実際の評価の受け手となる市民が参加して意見を反映させたプロセスは事例がないと考えています。

次、お願いします。基本的な考え方として、まず制度の目的は、個々のサービスごとに

その場限りのリスク検討を行うのは非常に場当たりのになってしまうので、あらゆるサービスを統一された基準で評価をして、公平かつ公正な判断を可能にするということです。その上で重要なポイントは、具体的にサービスの提供前にプライバシーリスクを洗い出すということ、そして適切な対策が講じられているかを確認してリスクを低減させ、その上で評価結果を公開して、市民が利便性とリスクを比較・検討した上で、そのサービスを利用するかあるいはしないかを自分で選択できるように分かりやすく情報を提供することです。ただ、これの大前提として、PIA制度を用いたからといってリスクを完全になくすことはできません。ですから、市民だけでなくサービス提供事業者にもPIA制度の趣旨を正しく理解してもらうことが重要だと思っています。

次のスライドをお願いします。少し細かい図で恐縮ですが、全体の構築の流れです。まず、PIA制度を市の責任の下で運用して評価を実施するためには、庁内の役割と責任を明確に定めた実施体制を構築する必要があります。そこで、誰が責任を持ち権限を行使して評価を実施するのか明確にしています。庁内の役割の中でPIA評価に関する全体的な実施体制を統括するのは最高プライバシー責任者（CP0）という形で設置をする予定で、これは市長、私になる予定です。CP0はPIA評価を決定する権限を持ちますし、その責任の下で評価に係る体制を監督して、市として説明責任を果たすという役割を担います。一方で、この市が行う評価が恣意的であったり独善的なものになってしまうのはいけませんので、その妥当性を第三者の立場から検討する仕組みをつくるというのがプライバシー影響評価委員会という形で、市民や有識者が構成員となって市が行った評価に対して意見を聴取する体制を構築します。最終的に評価委員会からの意見を踏まえて市が評価を決定すること、評価の妥当性や客観性をできる限り確保できる体制を整えることを目指しています。

次、お願いします。より少し具体的になりますけれども、簡単に御紹介をしたいと思います。つくば市のPIA制度ではJISの考え方を基に影響度と起こりやすさの2軸で評価をして、最終的な総合評価を決定する仕組みです。具体的な尺度については、まずプライバシーリスクの影響度の評価は、身体的危険、財産的損失、精神的苦痛という3つの観点から影響度を判定する方法を検討しています。身体的危険を入れているのはつくば市の独自の考え方です。そして、日本ネットワークセキュリティ協会のJ0モデルを参考に、利活用するプライバシーデータに応じてどの程度影響を及ぼすかを定量的に判定する影響度判定表を用いて評価し、横軸に精神への影響、縦軸に財産への影響を位置づけて、それぞれ4段階で評価をする仕組みです。例えば健康診断結果を使用するサービスの場合、精神への影響が3、財産への影響が2、身体への影響については評価委員会で判定する方式を取って、ここでは仮に身体への影響を2とします。そうすると、影響度の評価としては精神、財産、身体の評点の中で一番高いもの、最もリスクが高いと考えられるものを採用するので、今回のケースの場合であれば影響度が3と評価するような仕組みです。

次のスライドをお願いします。起こりやすさの評価については、この表のとおり全22項

目に及ぶ項目で判断をしていきます。これはJISの評価項目をベースに、特定個人情報保護制度の評価項目やG20のSmart Cities Allianceが国際的議論を踏まえて策定したPIAモデルポリシーの考え方の要素も取り込みながら独自に設定をしています。起こりやすさの具体的な評価方法として、サービス提供事業者からの申告内容、ヒアリングでの聞き取り内容について、各項目について1から4の4段階で評価をして、評価項目の評点の中で一番高いものを採用するという仕組みであります。

次、お願いします。そして、総合評価としては影響度と起こりやすさの評価を基に4段階をしています。これもJISの「プライバシーリスクマップ」の考え方に準拠しています。縦軸に影響度、横軸に起こりやすさで評価をA、B、C、Dの4段階で、総合評価が座標上で交差する位置によって決定するということです。A、B、C、Dは文字どおり大、中、小、微小という形ですが、利用者がその残存リスクを踏まえてどのような判断をすれば望ましいかの判断目安を一緒に示しております。一方で、影響の判定表である程度自動的に決まる仕組みもあるので、提供事業者の努力で改善が難しいケースもありますので、あまり機械的な運用のみにしてしまうと参入障壁になってしまう懸念がありますので、括弧のような形でリスクマップに柔軟性を持たせる仕組みを入れていて、基本的には悪いほうの評価を採用しつつ、評価委員会の総合的な判断でよいほうの評価を採用することも可能な仕組みも入れてあります。

次、お願いします。それらの評価書の形で対外的に公表しますので、市民に分かりやすいことが非常に重要ですので、専門用語や難解な表現は避けて、サービスを利用するメリット・デメリットの両面を具体的な事例とともに透明性を持って説明をしたいと思っておりますし、概要版と詳細版を作るといったことを進めていく予定です。

次、お願いします。以上がPIAでして、これからデータ利活用についての部分のお話をさせていただきます。

次のスライドをお願いします。つくば市はデジタル・ガバメント推進本部の中で、デジタル・ガバメント推進方針における各施策を総合的かつ全庁横断的に推進していくことを目指してしまして、個別のテーマごとにワーキンググループをつくって、制度の具体的な設計と施策の進捗を進めています。

次のスライドをお願いします。まず、その前提となるデータの利活用研修ですけれども、職層に合わせたデータ利活用研修を実施してしまして、データ利活用研修は一定の職層になると必ず参加をする、全員が受けるという仕組みをつくっています。これは職層に合わせて全員が同じレベルである必要があるとは思っていませんけれども、例えば若いデータの意識の強い職員が一生懸命データを活用しようとしても、上司がそんなことは要らないなどということを行わないように、少なくとも足を引っ張ったりしないでデータ利活用の理解を全庁的にすることを目指していますので、研修の中身はそれぞれの職層でかなり変えています。

次のスライドをお願いします。スーパーサイエンスシティ構想の中に行政ビッグデータ

の活用がありまして、データを具体的に利活用していくことを進めています。

次のスライドをお願いします。まず、庁内データの部分であります。これは利活用は基盤の構築が必要ですので、現在それを進めているところです。先ほど来、議論がありますが、庁内で保有しているデータを集計・分析できる基盤を構築して、データドリブンな行政経営を推進するための環境づくりが喫緊の課題であります。

次のスライドをお願いします。そういうこともありまして、利活用基盤の構築と並行して自治体間をまたいだデータ利活用の取組を実施しています。総務省のフロントヤード改革モデルプロジェクトとして実施していきまして、これは浜松市さんと一緒に行っているのですけれども、自治体クラウドの基盤に格納されている住基データを抽象化してデータ分析サーバーで処理することで、属性情報を持ちつつ個人は特定できない形のデータを利用しやすくして、そのデータを職員が参照や分析することで、より効果的な政策立案に役立てていきたいと考えています。

次、お願いします。こちらは庁外データですけれども、ここで大きく目指しているのは、データを活用・連携した市民向けのサービスを提供しつつ、それらのサービスへのフィードバックや意見を受けての見直しという形の行き来をしていきたいと思っていまして、それを生成AIやデータ連携基盤を活用して行っています。

次のスライドをお願いします。一例として住民の声、例えばアンケートや議会議事録を生成AIにより整理、分析して見える化することで、行政サービスの向上、より効果的な施策への実施につなげていきます。

次、お願いします。こちらがその声を可視化するイメージですけれども、これも既に行っているのですが、議会議事録や住民アンケートを生成AIで処理して、ダッシュボード形式で課題の可視化を行っています。そして、関連施策の詳細を提示することで施策の立案の支援、そして自由検索による課題抽出等の処理をすることができます。こういったツールを使って効果的に市政運営につなげていくということです。

次、お願いします。これはデータ分析のプラットフォームポータル構築です。このようなサイトも構築をしていまして、ここでは生成AIが住民の声を分析、整理した上で可視化して課題を顕在化させることと、この課題に関連する施策情報を提供することで、効果的な政策立案をしていこうということです。去年は先ほどの議会の議事録を用いて住民意見を可視化しましたがけれども、もう一つ、茨城県からつくば市に移管された都市公園の利用方針に関する市民アンケートを可視化する取組も行いました。

今後、こういったもののダッシュボードの活用を進めていくわけですが、データソースや新たなテーマを増やす際に1つ懸念があるのは、今回も話題になっているデータの成形です。今回の取組に限った話ではないのですけれども、当然機械処理が可能なデータ形式にするわけですが、ほとんどのデータはそうならないわけですね。その成形コストが決して少なくないので、ぜひこれらの解決に向けた検討や支援枠組みなどを御検討いただければと思っています。

次のスライドをお願いします。まとめとしては、PIAについては最終取りまとめをして、先ほど御紹介したような内容の制度で市の正式な評価制度として入れていく予定です。これは決して制度をつくったから固定化するという話ではありませんで、個人情報保護に関する社会の動向もありますし、先ほど来、AIの話がありますけれども、技術革新のスピードも加速度的ですので、アジャイルに運用していきたいと思っていますので、各都市でスマートシティを推進していくに当たり、今回取りまとめた制度、つくば市のPIA制度の考え方が参考になる部分があれば積極的に情報は提供していきたいと思っていますし、お互いにいろいろな事例から学べればと思っています。

最後に、これは国へのお願いということになりますけれども、これから特に大学や研究機関が保有しているデータをデータ連携基盤にデータカタログとして載せてもらおうと調整していくわけですが、データ連携基盤で使うには成形が必要です。残念ながら、そのコストを負担してまで基盤に載せようというインセンティブは、一般的には研究機関側には働かないというのが実情だろうと思っています。ぜひこのデータ連携基盤を使っていくというのは大きな方針だと思いますので、この利活用を進めていく上で、そのハードルを突破するための様々な形での御支援をより具体的に進めていただければ大変ありがたいと思っています。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

続きまして、ゲストスピーカーとして三菱UFJリサーチ&コンサルティングの小林庸平主任研究員から発表をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小林主任研究員　三菱UFJリサーチ&コンサルティングの小林と申します。今日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、直近までアメリカにいたこともありますので、アメリカにおけるEvidence-Based Policy Making、EBPMの取組と、後半はどういう人材がどのようにEBPMをアメリカでは回しているのかということをお話ししたいと思います。注意点としては、この2か月間、トランプ政権がすごい動きになっていまして、そこまでは正直キャッチアップができてなくて、バイデン政権までの状況だと御理解いただければと思います。

次のスライドをお願いいたします。初めに、簡単にアメリカのEBPMの基本的な枠組みをお話ししたいと思うのですが、直近のアメリカのEBPMの動きが本格化したのは2012年、オバマ政権下の政府が閉鎖されていたという状況、アメリカは定期的に政府が閉鎖されそうになるのですが、そうした状況の中で民主党と共和党が予算交渉をしていた。当然対立はたくさんあったのですが、共和党のポール・ライアンという元下院議長とパティ・マレイという民主党の上院議員が、政策的にはいろいろ違うのだけれども、2つは合意できるねと。そもそも政策がどのように効果的に運用されているかのデータがないですねということが1つ目、2つ目が、政府はたくさん行政活動や統計調査を通じて情報を入手しているのだけれども、それが意思決定に使える形になっていない、この2点は党

派を超えて合意したということです。これを踏まえて、その4年後になりますけれども、下書いているCommission on Evidence-Based Policymaking、CEPと呼びますけれども、それが2016年にできた。これがアメリカのEBPMが最近動いてきたきっかけになっています。

次のスライドをお願いいたします。これはCommission on EBPMの提言をまとめたものなのですが、今の提案にあったように、最初の3つは基本的にはデータの話をしていて、3つ目はエビデンスをつくっていくもしくは活用していくための政府のキャパシティーをどうつくっていくかということが項目になっています。今日はこの一番下のところに注目してお話をしていきたいと思います。

次のスライドをお願いいたします。このコミッションの提言を受けて2019年に成立したのが、The Foundation for EBPM Act、通称、アメリカの人たちはこれをEvidence Actと呼ぶのですが、EBPM基本法のようなものができています。このEBPM基本法は何を求めているかというと、各省庁に対して主に3つのことを求めています。1つ目は、Evaluation Officerという日本でいうと政策立案総括審議官に近いのですが、EBPMの責任者を置いてくださいということ、2つ目が、これは後ほど詳しく御説明しますが、エビデンス構築計画というものをつくって実際にエビデンス構築をやっていただくということ、そして3つ目が、各省においてそれが回せるだけのキャパシティーがあるかどうかのアセスメントをなさйтеということになります。この3つを各省に対して要請しているのがEvidence Actということになります。

次のスライドをお願いいたします。エビデンス構築計画は何をやるかということを図で示しているのがこのスライドになるのですが、横軸が時間だと思っていただければと思います。縦軸がエビデンスの質や量と思っていただきたいと思います。当然何か政策を打つときに、データやエビデンスとして知りたいことがあると思うのです。例えばより効果的な就労支援策は何だろうか、若い世代が子供を持てるためにはどうしたらいいだろうかというものがエビデンスから知りたいことだと。これが赤で示しているエビデンスの需要というところになってきます。需要に対して当然供給があるわけです。例えば過去の例だとこういう政策は比較的效果がありそうだとか、お金を配ってもあまり効果がありませんでしたみたいなことが供給としてあると。そうすると、需要と供給にギャップが生まれます。まず、このギャップを特定しましょう。この特定したギャップを3年ならば3年、4年ならば4年で、どういうデータをどう取って解決していくのか。つまり、リサーチクエスチョンに答えていくための計画を将来に向かってつくっていくことがエビデンス構築計画ということになります。これをおおむね4年サイクル、基本的には大統領の任期ごとにつくって行って、計画をつくって、エビデンスを実際につくって、意思決定に回していく、そのようなサイクルを各省で回してくださいということを要請しているのが、このEBPMの基本法ということになります。

6 ページ目、これは細かく御説明しませんが、エビデンス構築計画文書にどのようなものが書かれているかを書いているのですが、これは労働省の例になります。例えば

一番下の失業から再雇用への強化という意味でいえば、どういう人たちにどのようなプログラムをしたらどのような効果があったかを知りたいみたいなことが問いとして書かれていて、それを実際にどういうデータを取って、例えば実験をして効果を検証するとか、データを取って事前事後の比較をするといったことがエビデンス構築計画の中に入っているということになっています。これがアメリカにおけるEBPMの基本的な枠組みということになります。

次のスライドをお願いいたします。ここからはEBPMを支える分析人材が、どういう人たちがどのように働いているのかを少し細かくお話ししていきたいと思います。

8 ページ目をお願いいたします。これもまさにトランプ政権でどんどん形が変わっているのですが、少し前の話なのですけれども、アメリカの公務員制度を簡単にピラミッドで表すとこのようになっています。いわゆるアメリカというのはポリティカルアポインテーターの国ですので、例えば長官や副長官、副長官補など、こういうものが基本的にはポリティカルアポインテーターで決まる。これがPAS、Political Appointee with Senate Confirmation、上院の承認が得られた上で任命されるポリティカルアポインテーター、これが1,200人ぐらいいるということです。それ以外に、上院の承認までは要らないスタッフ職としてのポリティカルアポインテーターがあると。ここがいわゆる政治任用で政府の外から入ってくるような人たちがこの上に乗っかっていると。下にいるのは、基本的には職業公務員と呼ばれる方々になります。これが人数としては圧倒的に多いのですけれども、この職業公務員が大体二百何十万人いるわけですが、この人たちは基本的には資格任用、つまり簡単にいえばジョブ型ですね。つまり、このポストに必要な能力や資格はこういうもので、だからそういう人たちを採用しますという形で採用されるのが、この資格任用される公務員ということになります。ですから、大きく分けると政治任用されるある意味で政権の意向を実現するために入ってくる人たちと資格任用されるジョブ型で分かれているのが、アメリカの公務員制度ということになります。

ここからは下側の資格任用で採用される公務員についてもう少し詳しく見ていきたいと思います。次のスライドをお願いいたします。これはアメリカの公務員の職業分類を示しているものになります。こういう形で、これは職業グループと書いていますが、基本的にアメリカのどのポストはどのような職なのかが全て定義をされているということになります。例えばEBPMに関わるところでいうと、この0100が社会科学や心理や福祉職になるわけですが、この職がさらに細かい職業シリーズという形で右側のような形で分かれているということです。そこには例えばエコノミストや国際協力、社会学、ソーシャルワーク、そういう形で細かくシリーズが分かれています。これが何百という形でジョブが分かれています、ジョブごとにこのポストはこのジョブなのだという形で職が決まってくるというのが、アメリカの職業公務員の部分の採用の形となります。

次のスライドをお願いいたします。さらにそれがゼネラルスケジュールという職階に分かれている。これは日本も同じような形になっていると思うのですが、1 から15ま

での等級に分かれていて、例えばエコノミストでも1ランクから15ランクまでであると。その1ランクから15ランクのものが、例えばどういう教育水準やどういう専門的な経験を有しているかの基準が定まっているということです。例えば12や13や14が部長や課長、日本でいうとそのようなイメージだと思うのですけれども、そこでいえば、例えばエコノミストになるためには博士号を持っていて、その直前のGS、ゼネラルスケジュールの中で1年間の経験が必要みたいな形で要件が定められて、そして皆さんがそれをジョブの下でプロモートしていく形になっています。

こういう形になっている中で、具体的にこういう分析人材みたいな人がどういうキャリアを形成していくのかを示しているのが11ページ目になります。これはあくまで1つの例ですが、私がお会いした方は大体こういうキャリアを歩んでいます。例えばEBPMや分析人材になりたいのだと思った方はどうするかというと、公共政策大学院などで関連する学位を取るわけですね。そうすると、どこかの評価部局にアプライして、そこでジュニアスタッフみたいな形で働いていくと。ここで5年とか、10年とか、基本的に任期はないので、プロモートしなければずっとその場所にいるわけですが、そこで仕事を積みながら、例えば論文を書いたり、学位を取ったりすることによって、ここでステップアップしていくための準備をする。しばらくすると、どこか空きポストが出てくるわけです。それは同じ省庁とは必ずしも限らなくて、例えば教育省に入ったエコノミストが次は労働省のもう少しシニアなエコノミストポストにアプライして、そして採用されたらそこに行く。さらに、その後、場合によってはそうしたスキルは民と官で特に差はないので、今度はコンサルティングファームに行ってみたりサーチをして、そして次にまたより幹部職で戻ってくるみたいな、ある意味では組織はどんどん変わるのですけれども、ジョブとしては1つのジョブで研さんを積みながら、組織はとらわれずに異動していく、官と民に異動していく、これがアメリカのEBPM人材が、EBPMだけに限らないのですけれども、多くの専門職人材が歩んでいる形かと思っています。

12ページ目で示しているのが、EBPM部局スタッフの学位別の人数ですけれども、これは教育省、労働省、あとは日本でいうとこども家庭庁に近いところですが、EBPM人材は半分ぐらいが博士号で残りの半分ぐらいがマスターを持っているということが大体の構造になっています。これが基本的な職業公務員の世界です。

もう一つ、このEBPMに取り組む上で大事だと思っているのは、13ページ目からお示ししているIPA、Intergovernmental Personnel Actと呼ばれる、これは日本でいうと官民交流法に近いのですけれども、この機能をかなり活用している政府が多いということです。これはどういうことかといえば、政府の職員が民間で一定期間働く、もしくは政府の外の人材が中に入って一定期間働く、これがとても柔軟にできていて、例えば大学の先生だとしても週1日は役所で働いて4日間は大学で続けるみたいなことができますし、フルタイムでももちろん役所に入るために使うこともできるということです。

これをよく活用しているのが、14ページ目で示しているOffice of Evaluation Sciences、

OESと呼ばれる評価科学局と呼ばれる組織です。これは2015年にもっともオバマ政権がつくった行動科学ユニットが起源なのですけれども、彼らは何をやっているかというと、こういう行動科学や心理学を使った政策のデザインや効果の検証を担う専門のコンサルティング部隊みたいな、政府内のコンサルティング部隊みたいなイメージを持っていただければと思います。

下のところに具体的な業務として書いていますが、OESのプロパーの職員というものは10名ぐらいしかいないのです。ですけれども、このOESというのは、IPAというIntergovernmental Personnel Actを使うことによって、そこをある意味では政府の中の出島みたいにして、そこに100人ぐらい研究者が非常勤でがんがん働いて、公務員のステータスを持って働くという形にしています。ですから、プロパーの職員が組織を運営しているのだけれども、実際のプロジェクトは大学の先生やコンサルタントが週1、週2で公務員をしながらやっている。そこが出島になっているようなものがOESと呼ばれる組織になります。

15ページ、具体的なイメージなのですけれども、左側が人材の輩出先ですが、大学やシンクタンクやコンサルティングファームからIPAという形で人を雇って、OESの中でプロジェクトチームを組成して、労働省や教育省や各省に対してデータ分析やインパクト評価といったもののサービスを提供する、このような仕組みになっています。ですから、ここで公務員になりますので、政府の機密データにアクセスができるとか、例えば外注はまだする前のふわっとした段階の相談みたいなところから含めて政府の中で受け入れる体制をつくっているのがこのOES、そしてOESが活用しているのがこのIPAという仕組みになっているということでございます。

最後の17枚目のスライドをお願いいたします。まとめなのですけれども、アメリカのEBPMの直近のこの15年ぐらいのスタートのきっかけはデータやエビデンス不足というところが認識にあったということです。アメリカのEBPMの基本を定めているのがEvidence Act、EBPM基本法ですが、主に特に行われているのがエビデンス構築計画をつくって回すことを求めているということです。3つ目が、アメリカの職業公務員は基本的には資格任用・ジョブ型で、官民で特にずっと政府にいる人ばかりでもない。政府と民間を行ったり来たりする人がとても多いということが1つの特徴になっています。EBPM人材の半分ぐらいは博士号を持っていて、さらに外からIPAのような枠組みを使って外部人材を中に取り込むということを積極的にやっているところが特徴かと思っています。

私からは以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

小林さんは14時55分に退室されるということで、あと10分弱でございますけれども、何か小林さんに質問がある方はこの場で急いで簡潔にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

落合構成員。

○落合構成員 どうも御説明ありがとうございます。非常に興味深い御説明だったと思います。

デジタル庁ができるまでの議論でも、デジタル人材をこのように確保したほうが良いのではないかと議論されていた内容を思い出すような議論でした。同様のことをデータの側面で実施していくべきであり、実際にこういうことはアメリカでは実施されているというご説明と捉えました。ある種の公務員の働き方改革、行政改革的な方向ですが、そういう取組が重要だということかと思いました。この点、先生のほうでは、どのようにお考えになるかをお伺いしたいと思いました。

○小林主任研究員 御質問いただき、ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりかと思ひまして、恐らく公務員の中でも政府の中で特殊的に生きる技能が必要な局面もあれば、官民間わす通用するような技能があるような職種等、両方あると思っています。そういう意味でいうと、このアメリカの分析職については官民間わす技能が生きる組織ですので、こういう形でそれぞれがジョブの中でスキルアップしていることが大きな特徴ですし、そういうことを志向する公務員の方も最近は少なくないのかと思っています。

もう一つ、これは非常に面白いと思ったのですが、例えばアメリカの公共政策周りの学会などに行くと、3,000～4,000人参加しているのですが、研究者もいれば、行政官もいれば、コンサルタントもいれば、NPOもいるみたいな、そこに4,000人ぐらいいるのです。ただ、その人たちはみんな分析という軸を持ちながらそこで交流しているのです。ですから、非常に私が感じたのは、何か新しい学術的な分析のツールができたりすると、それがすぐに政府の中に入って使われて試されるみたいなサイクルが速いと思っていますので、こういうところが非常にアメリカの面白いところなのかと感じております。

○落合構成員 ありがとうございます。

コミュニティーの形成の仕方は、折田様の御発表のところにも重なるようにも思ひましたし、人材の公務員として働くときのインセンティブの在り方の観点でも非常に示唆に富んでいると思いました。ありがとうございます。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

私から一言、私も行政学をやっていたのでお尋ねしたいのですが、基本的にこの分析をEBPMをベースにしてやっていくということがアメリカ的なやり方で、日本もそれをまねしようという動きがありましたけれども、今回のトランプ大統領の場合、これを根こそぎやめってしまうという文化というか、カルチャーに変えてしまおうというのでしょうか。御報告の射程外の部分になりますけれども、非常に今、関心があるところですので、もし差し支えなかったら御発言をいただければと思います。

○小林主任研究員 正直に申し上げて、今、アメリカで本当に何が起きているのかということは、私もうかがい知れないところはあるのですが、例えば私のリンクトインのアカウントにつながっている友達たちは、かなり連邦政府の職員が多いのです。実際に彼

らから出てくるポストは「私の部署がなくなりました」とか、「私がやっていたリサーチプロジェクトは3年間やっていたものが全部なくなりました」とか、「職を探しています」みたいなものが、結構出てきているのです。

ただEvidence Actにサインしたのは第1次トランプ政権のときのトランプ大統領本人なのです。一方で、もう一つ、イーロン・マスクさんみたいな人たちはテクノロジーを活用していこうという志向はありますので、どちらが社会がよい方向に向かうかどうかというのは正直分からないところはあるわけですが、少なくとも今までつくってきた蓄積みたいなものが一旦リセットされかけている、人材の面から、プロジェクトの面から、もしくはデータもはや廃棄しようとしているみたいなことを私の知り合いからは聞いたりしますので、そのところは今後どのようにしていくのかは私も分からないのですけれども、非常に懸念される点かと思っています。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょうど時間も間に合ったようでございますが、ありがとうございます。

○小林主任研究員 ありがとうございます。

○森田座長 議事に戻りまして、続きまして、ゲストスピーカーとして中央大学経済学部の伊藤伸介教授から御発表をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤教授 中央大学の伊藤でございます。今日はこのような貴重な機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

私からはイギリスにおいて特に学術研究目的のためにどのような形でデータのリンケージが行われているのか、その現状についてお話しさせていただきたいと思っております。

まずはスライドの3ページをお願いしたいのですけれども、イギリスの場合は我が国と同様にといいいますか、共通IDについての仕組みがないわけです。大きな契機になったのは、後ほど少しまたお話ししますが、Digital Economy Actという法律ができて、この法律に基づき、学術研究目的のために行政記録情報間のリンケージあるいは行政記録情報と公的統計のミクロレベルのデータのリンケージができるようになったことが、法制度面で整備されたということでございます。それが1つの大きな特徴かと言えます。

ADR UKは、我が国でいうと日本学術振興会に相当するEconomic and Social Research Council、ESRCという公的機関の下で実施され、こういった行政記録情報等がリンケージされたデータの利用サービスの支援が展開されていることがもう一つ重要な点かと思っています。

それから、これは我が国でも同じようなことが言えるかもしれませんが、こういったリンケージされたデータ、また公的統計のデータや行政記録情報のデータを利用した実証研究は公益性を有する研究であるということが要件になっています。こうした点が重要だと考えています。今日はこういった内容でお話しをさせていただきたいと思っております。

次の4ページ目のスライドなのでございますけれども、海外でデータリンケージのサービスは広範に展開されているのだと認識しております。それは行政記録情報だけではなくて、例えば医療健康データの利活用も含めてリンケージの状況が進んでいるものと認識しております。

次のスライドをお願いします。世帯・人口系の公的大規模データと言っているのは、公的統計と行政記録情報を含めて公的大規模データとここでは申し上げているのですけれども、具体的にはどのようにリンケージしているのかというと①、②、③に大きく分けられると思っています。①のケースの場合、例えば北欧諸国がそうなのですが、共通IDの仕組みがございまして、その共通IDをベースにして公的統計や行政記録情報のリンケージが可能となっています。また、②のケースのように、共通IDがないような国の中で、リンケージ用のIDを作ってリンケージをできるようにしようといった動きがございまして。そのようなリンケージでさえもデータ提供のサービス上は行われていないような国が、③のケースかと思っています。

次のスライドは、デンマークのデータリンケージの状況について簡単に整理したものなのですが、様々な情報が実際に共通IDにそのままひもづけられるのではなくて、共通IDを仮名化しまして、仮名化されたIDに従ってリンケージが行われます。図1で御説明したいのは、学術研究目的で研究者が様々なデータを使いたいといったときに、もちろんそれは研究目的に基づいて必要な属性が研究の対象になるのですが、それに従ってデンマーク統計局が仮名化されたIDに基づいてリンケージを行い、研究者は研究室などからリモートでサーバーにデータにアクセスして、そして具体的に実証分析を行うことができます。これはリモートアクセスと呼ばれていますが、そういったことがデンマークでは盛んに行われているということでございます。

次のスライドをお願いいたします。イギリスでリンケージがどのように進んできたのかということについてお話しさせていただきたいと思っています。特に行政記録情報の二次利用といいますか、そういった形で行政記録情報の利活用が展開されてきた1つの契機になるのは、先ほど申し上げましたESRCが、まずタスクフォースをつくったということがあります。ここのADTと呼ばれるタスクフォースが報告書を作りまして、この報告書の中で具体的に行政記録情報の利活用を進めていきましょう、さらには、データリンケージを行っていきましょうということになりました。そのために、2014年にAdministrative Data Research Networkというものが創設されて、このADR Networkプロジェクトによって、行政記録情報のリンケージに関する提供サービスが開始されたということでございます。これはエセックス大学が中心になってリンケージデータのサービスを行っていたということなのですが、これについては2018年に一度プロジェクトは終了いたしました。

次のスライドをお願いいたします。この後継プロジェクトがADR UKというものになります。このADR UKはイギリス全体を統括しているわけなのですが、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドのそれぞれにおいて行政記録情報のリンケージさ

れたデータの利用サービスを行っているということでもあります。イングランドの場合ですけれども、国の統計の作成を担っているイギリス国家統計局が実は、行政記録情報のリンケージやリンクされた行政記録情報の非識別化が施されたデータの提供を一元的に担っているということで、これは後ほど御説明させていただきたいと思っています。

次のスライドをお願いします。こちらがDigital Economy Actの中で関係する条文だけを取り出したものなのですが、要するに、Digital Economy Actは、研究目的のために様々なデータのリンケージをある意味で可能にするためのベースとなる法律ということになります。認可された研究者というAccredited Researcherという資格を取ることがイギリスの1つの特徴として、イギリスの法律の中に統計法があるのですが、この統計法の中にはApproved Researcherという概念が条文の中に書かれています。それと同じような考え方で、このDigital Economy Actの下で認可された研究者は、行政記録情報のリンケージされたデータを利用することができます。

次の10ページ目のスライドをお願いいたします。イギリス国家統計局、ONSが具体的にどのような形でリンケージをやるのかということなのですが、注目すべき点は、第1に、ONSの内部でマイクロレベルのデータが集められるようなケース、実際に研究者がAというマイクロデータとBというマイクロデータをリンケージした、そのデータを実証分析で使いたいとなったときに何をするかというと、まずはDIと書いていますけれども、直接的な個体識別子ですね。要するに、名前や住所など、そういった識別情報とほかの属性情報を切り離します。重要なのは直接的な個体識別子、つまりDIだけをまずは切り離しまして、このDIの情報を仮名化することです。この仮名化するための担当チームがONS内部にあります。

もう一つは、この仮名化されたID情報を使ってリンケージするという作業が、仮名化の作業と分かれています。ですから、まず仮名化されている担当チームは実は属性情報を見ることができない。したがって、あくまでそれぞれのデータにある名前や住所などのDI情報を使って名寄せなどをしまして、それでまず仮名化をします。仮名化を行った上で、仮名化されたIDがそれぞれのマイクロのデータに付与される形になりますけれども、その場合、この仮名化されたIDの対応表がなければそれぞれのデータをつなげることができませんので、この仮名化されたIDの対応表の作成を仮名化担当チームが行うということになります。

その仮名化されたIDの対応表を使って、マッチング担当チームは、属性情報を見ることができるのですが、先ほどの直接的な識別子(DI)をこのグループは見ることができないということになりますので、あくまで対応表に基づいてデータをつなげます。

最終的にこのリンケージがなされた後、研究者は仮名化されたIDの対応表が見ることができるかというと、見ることはできないわけです。リンケージのIDが削除されたデータ、それが非識別データということになるわけですが、それをSRS、すなわちSecure Research Serviceとよばれるセキュアな環境が整えられたオンサイト施設あるいはリモートアクセスのサービスを通じて、資格のある研究者はリンケージされたデータにアクセスをして、

そういったリンケージされたデータを利用することができるという流れになっているということであります。

次のスライドをお願いいたします。リンケージの作業で重要な点は、仮名化の段階でDI情報と属性情報が切り離されていて、かつ担当するチームが役割分担を行っているということでありまして、そしてDIの情報は実際に仮名化に直接携わっている職員以外は閲覧できませんし、しかも仮名化された後、DI情報はONS内部で消去されることが重要な点ではないかと思っております。また、リンケージ作業は実際にはオーダーメイドで行っているということも指摘させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。マッチングに関して様々な手法に関する議論はあるわけですが、実際にデータリンケージの担当業務を行っているONSの方にもお聞きしたところによれば、最初に確定的なリンケージ、要するにAという人がそれぞれの別々のデータにあったとして、それが確実につながるかどうか、そのリンケージを行って、それが難しい場合には確率的なリンケージをやるといったことをやっているということでございます。

次のスライドをお願いいたします。次はスコットランドの事例なのですが、スコットランドは先ほどのイングランドのケースとは違うところがあります。何が違うかといいますと、まず医療健康データのリンケージも可能にする仕組みが整備されているという点が、イングランドと大きく異なる点であります。それから、この医療健康データのリンケージも可能にするために、Public Health Scotlandという公的機関があるわけですが、ここが主要な役割を果たしています。さらに、エディンバラ大学がスコットランドにあるわけですが、ここにはADR Scotlandがあつて、資金提供を行っているという形で深く関与しているということでもあります。

次のスライドをお願いします。実際にリンケージをやる上で主要な組織というか部署はどこかということ、eDRISというところでありまして、ここが実際には個票データ申請の窓口にもなっているわけですが、実際のリンケージの業務を担っています。eDRISが全部をやっているのかというと、実はそうではない。後ほどお話ししますが、eDRISはあくまで仮名化されたIDでリンケージするだけで、仮名化のプロセスは実はeDRISは担っていないということでもあります。

もう一つ、言葉として重要かと思っているのは「信頼された研究環境(Trusted Research Environment=TRE)」というものでありまして、先ほどのSecure Research ServiceというONSの中にある実際に個票データを提供するサービスもそうなのですが、このTREというものに位置づけられます。

次のスライドをお願いいたします。このTREですが、5つの安全モデル(Five Safes Model)という考え方に基きます。

次のスライドをお願いいたします。このFive Safes Modelは、安全なプロジェクト、安全な利用者、安全なデータ、安全な施設、安全な分析結果ということで5つの基準があっ

て、この5つの基準の組合せによって安全な統計を提供していくという考え方になります。したがって、例えば統計作成部局が個票データを提供するといった場合には、プロジェクトも安全であり、利用者も安全で、そして施設がセキュアな環境で、そして分析結果についてもきちんとチェックをしたものを提供するという要件が満たされたときに、安全な統計として実際に研究者はそれを例えば論文とかいった形で公表することが可能になるということになっております。

次のページをお願いしたいのですけれども、もう一つの主要な役割を担っているのは、National Records of Scotland、NRSという公的機関であります。ですから、このNRSが信頼できる第三者機関（Trusted Third Party）という形になりまして、ADR Scotlandとパートナー関係でもあるわけなのですけれども、ここが実は仮名化を担っております。ですから、仮名化を行うのはこのNRSで、そしてリンケージを行うのがeDRISということで、それぞれ組織は別々になっているという点が、重要な点だと思っております。

次の20ページのスライドに行っていただきたいと思います。具体的な内容に入ったほうがいいかと思っていますので、こちらで御説明したいと思います。これは、データのリンケージの手順がどのようになっているのかについてのスコットランドの事例になります。まず仮名化を担当するチームがありますということです。この仮名化を担当するチームが、実際にマッチングを実行します。そのマッチングを実行する際に、実際には仮名化されたIDとしての匿名化されたIDがリンケージ用のIDとして用いられます。このリンケージ用のIDを作るのは、先ほど申し上げたNRSというところになります。具体的に申しますと、仮名化担当チームによって仮名化が行われた後、その仮名化されたIDは一旦元のマイクロデータに戻されます。その元のデータには直接的な識別情報もあるのですけれども、これは削除されて、仮名化されたIDが付与されたデータ、つまりそれは仮名化されたIDと属性情報がそこに含まれるわけなのですけれども、その情報がeDRISに送られるということになります。それがあって、eDRISの中でリンケージが可能になります。ですから、eDRISにおけるリンケージの担当チームというものは、当然ながら直接的な識別子でそれをつなぐことはできないのですね。匿名化されたIDを用いてデータリンケージを行って、そしてリンケージされた匿名化データを編成する役割を担うのだということでもあります。

次のスライドをお願いいたします。もう一つ重要な点は、仮名化されたIDがそれぞれのデータにありますけれども、その対応表がなければそれぞれのデータをつなげられませんで、仮名化を担当するチームが対応表を作ります。その対応表を基にしてeDRISが具体的にリンケージを行うということになります。したがって、繰り返しになりますけれども、リンケージを担当するのはPublic Health Scotlandの下にあるeDRISということでもあります。

そして、仮名化を行ったときに、それぞれのデータにある匿名化IDというものは実際には消去されて「共通匿名化ID (Master Anonymised ID)」があるわけなのですけれども、これが実際にはデータにつながって、そしてそのデータを使ってリンケージしたデータが利用

できるというところになっております。

お時間がございますので、次の22ページをお願いしたいのですが、これは簡単な御紹介ということにさせていただきますが、Integrated Data Service、IDSというものがイギリスにおいて国家プロジェクトとして現在進んでおります。これは公的な大規模データだけではなくて、医療健康データなどの様々なデータをつなげようといった動きでございます。

IDSは、まだ進行中のプロジェクトということでございまして、スライドの23ページを御覧いただければと思いますけれども、IDSが想定している利用者は、あくまで政府機関に所属するデータアナリストとなっております。したがって、政策立案や政策評価といった利用目的に適合したリンケージデータの作成・提供を目指しています。

最後、25ページの「おわりに」に入らせていただきますけれども、イングランドとスコットランドの両方のデータリンケージの特徴についてお話ししましたが、重要な点は、個体識別に関する情報と属性情報を切り離しているという点で、そして仮名化されたリンケージ用IDを生成するチームと仮名化されたIDで属性情報を含むデータのリンケージを行うマッチング担当に業務が分かれている点で、そのやり方がイングランドとスコットランドでは違うということが特徴的ではないかと思っております。

最後のスライドですけれども、IDSは現在進行中の国家プロジェクトでありますので、これがどのような展開になってくるのかというのは非常に気になるところでもありまして、これについては今後も注視していきたいと思っております。

私からは以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、ゲストスピーカーとして広島県総務局の安藤良将DX推進担当部長から御発表をお願いいたします。

○安藤部長 御紹介ありがとうございます。広島県総務局DX推進担当部長の安藤と申します。今日はよろしくお願いいたします。

私の説明では、本県が今後データ利活用を活性化させていく上での課題やなすべきことにつきまして、昨年度1年間検討した結果を御説明するものでございます。また、本スライドで言及するデータは、全て非パーソナル情報で構成されているデータということで御了解いただければと思います。

次のページをお願いいたします。さて、データの利活用は一般的に必要性が指摘されてまいりましたが、データを使う準備段階、いわゆる足回りの環境整備については、あまり着目されてきていないのではないかと思っております。活発なデータ活用については適切なデータ管理が必要でございまして、データ環境が整備されることでデータの品質・信頼性・可用性が向上すると考えます。その結果、良質なデータの供給を基に様々な効果的なデータ利用例が創出されることが期待されます。データ環境整備とデータ利活用の2つの取組が歯車のようにがっちり回ることによって、価値創造に向けたスパイラルアップが実

現するものと考えております。

次のページをお願いいたします。データを必要とする技術や取組の存在感が高まっております。例えばAIの爆発的な性能向上によりまして、AIの源となるデータの重要性も同時に高まっていると言えます。また、豊富なデータに支えられたEvidence-Based Policy Making、すなわちEBPMも活性化するのではないかと考えております。このためには、データの発生、管理、廃棄までの一貫したデータライフサイクルを適切に回すことが重要だと思います。その実現に向けて、データのガバナンスとマネジメントの確立、組織文化の醸成、人材育成を行う必要があると考えております。

次のページをお願いいたします。データライフサイクルは、まずは計画、どのようなデータがあるか、次にデザインと実装、どのような形でデータを表現していくのか、次にデータの生成と収集、どのように集めるのか、次に保存・維持、これは文字どおり保存やメンテをどうするかなど、そういうことを考えていく必要があると思います。次がデータの利活用でございます。利活用の結果、課題などがあれば改善・強化を行いまして、また計画を見直していくというサイクルであります。このように、データを漫然と集めてためておくだけではなくて、利活用を見越した下ごしらえを入念に行うことが重要だという考えであります。なお、ライフサイクルというのは、廃棄というプロセスが明確化されているため、このような名前がふさわしいと思っております。何を残すかについても考える必要があるということでもあります。公開については次のページで御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。構造化データ、報告書や議事録などの非構造化データ、使われ方として一部の事業にしか活用されていないデータ、また加工前の生データなど、庁内には様々なデータが存在しております。これらのデータは全て資産と考えるべきです。先ほどデータサイクルを回すことによりまして各データが使える形になるとともに、格納場所が明示されることによりまして、資産価値が向上してまいります。また、先ほどのデータサイクルの図の中で公開と書きましたが、データは原則公開すべきと考えます。データが資産と捉えられるのならば、ほかの有形の行政資産のようにデータも管理することが自明と言えるでしょう。

次のページをお願いいたします。次に、データを取り巻く庁内の現状を申し上げます。データ環境整備については、データサイクルに基づき整理をしてみました。根底にあるのは、データが何かよく分かっていないということだろうと思います。アプリケーション別の電子データ、これはいわゆるオフィスなどの製品のデータも含まれると思いますが、そういうものがデータであるという意識が非常に強く、その活用もその当該アプリケーションの利用範囲で活用できればいいと想定している方が多いと推測されます。そのため、データの活用と言われても既に行っているよと思う方も多いのではないのでしょうか。現在も生成AIの登場によってデータの使い手が人から機械に移っていくというドラスチックな変化が起きつつある中で、誰がデータを使うのかという違いは共有の在り方、仕事のやり方、知識の持ち方にも大きな影響を与えると考えられます。

次のページをお願いいたします。データの庁内共有は、先ほどから申し上げているガバナンス及びマネジメントに直結していると考えます。考え方や定義などはドキュメントで明確に整理しておく必要がありますが、実施方法については極力手間を省いた簡単な方法で実現しなければならないと考えます。また、データも使われないのでは意味がございません。一覧性や検索性などにすぐれ、更新やメンテナンスも簡便にする必要があると思います。何もかも手間だらけ、また使うためには勉強や研修を積み重ねなければならないとなれば、普及させるのは容易ではありません。まずは簡単に触れることにより、データの有用性を理解することが重要ではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。次に、データに関する組織文化の醸成であります。現在の業務の在り方において、データが介在する余地があまりないというのが現状だと思います。このため、データを使いたくてもどこでという疑問が付きまといます。業務に合わせるのではなく業務の在り方を思い切って変えていくことによりまして、効率性も上がり、また効果も発揮されると思います。そのためには、まずはデータのユースケースをつくり出すこと、また先ほども述べましたとおり部局単位ではなく全体最適を見据えたデータの取扱いや利活用を実践する仕組みを用意する必要があるのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。次に、データ人材の育成であります。データを扱う全ての人がスペシャリストになる必要はないと思います。例えば、ガバナンス・マネジメントを担えるスペシャリスト、生成されたデータをデジタルツール等を駆使して価値を創造できる人材、データの在り方を理解しライフサイクルを確立するための方法を熟知しているデータリテラシー人材などの各階層に分けられるでしょう。人材も高度になるほど戦略的な側面が濃くなり、それぞれの組織での育成方針があるかもしれませんが、例えばリテラシー人材などデータをインフラとして扱うための基礎的知識等の研修は、逆に全国一律にしたほうがよいと考えます。

次のページをお願いいたします。限られたリソースの中で行政サービスを維持し続けるためには、生成AIをはじめとするAIを活用しまして、さらなる効率的な仕事の進め方が必要だと考えます。

一方で、課題として「AI生成物の正確性への懸念がある」というアンケート結果もあるように、「ハルシネーション」と呼ばれている誤生成情報の問題があるなど、正確性が求められる自治体業務の障壁となっていることが分かっております。

この解決策の1つとして、特定のデータセットに基づいてモデルを調整し情報を生成する技術であるいわゆるRAGがございます。この技術を活用し、各自治体が保有する庁内データなどをデータセットとして取り込むことで、AIの正確性と有用性が向上すると考えます。

しかし、自治体のデータが十分整備されていない、データ連携基盤の相互接続が担保されていないなどの課題があると考えます。

次のページをお願いいたします。これまでのデータ整備の考え方は、いかに人間が理解しやすくするかという観点から作られておりました。しかし、これはAIに読み込ませるた

めには最適な構造になっていなく、逆に最悪だと言えます。

具体的には、データの保存形式はまちまち、PDF、ワード、エクセルでありましたり、内容も文章主体の報告書であったりします。また、さらに、いわゆる「ネ申エクセル」など、AIが読み込む前提になっていないものも多々あります。

これら「非構造化データ」から「構造化データ」に変換する作業は現在は人手をかけて行う必要がございまして、データ利用が進まない一因となっているのではないのでしょうか。

次のページをお願いいたします。データ連携基盤の相互接続におきましては、推奨モジュール、FIWARE Orionでございしますが、これを導入するだけでは実現ができず、推奨モジュール以外にもすり合わせが必要となる項目、例えば技術面、ガバナンス面などが多くございます。標準データセットの整備は、GIF、いわゆる政府相互運用性フレームワークだけではカバーできないものもございまして、各自治体においてデータセットの標準化を行う作業が必要となると考えます。これは各自治体で類似した種類のデータセットの標準化を行うのは非効率だという考えによるものです。データ提供事業者・サービス提供者等の認証・認可と適切なアクセス制御の要件を検討する必要があると思います。また、基盤が既に有しているガバナンス要件を基に、双方の基盤のガバナンス要件のすり合わせが必要となることが考えられます。

これらの整理は、自治体が独自に行うことで様々な規格が乱立するおそれがあります。また、自治体が取組んだ成果を公開できる場があれば、二重投資の防止や当該成果をアップデートして再度公開するなど、共通の利益になるのではないかと思います。

また、流通の真正性・簡便性を担保することも重要であります。まずはデータを取得する調査に大きな負担がかかっていることも問題だと思います。国・地方のいわゆる経由調査につきましては、データのフォーマットの違いでうまく処理ができなかったりするという問題が散見されます。国はこうした地方公共団体の業務実態を把握していただきまして、互いにデータ取得のために見えないコストがかかっていることを御理解いただいた上で、国・自治体をトータルで見て負担がかかり過ぎないように課題を整理いただきまして、データ流通の在り方を見直していただけるとありがたいと思います。

次のページをお願いいたします。先ほども少し触れましたが、データを使って何ができるのかという問題は尽きることがございません。現在、データ利活用として示されている事例は、かなり大規模なものが多く見受けられまして、また影響範囲も広いものが多数見受けられます。しかも、先ほどから述べておるとおり、データをインフラとして活用する土台ができてからの利活用となるため、この効果を短時間で実感することは簡単そうに見えて実は非常に難しいと思います。

また、RAGの活用にも触れましたが、では、RAGを整えることで何ができるのかという更問いも出てくると思います。先進的な企業による効果的な事例が、AIを活用した事例が増えつつありますが、人々の目に触れるようになるにはもう少し時間がかかると思います。

本県、広島県のモットーである失敗を生かすにもつながってまいりますけれども、まず

は小規模な実証を積み重ね、有益性を実証していく必要があると考えます。この点、本県では昨年9月に設立しました「ひろしまラボ」では、AIのポテンシャルを十二分に引き出して、AIを用いた社会課題の解決を目指しているところであります。このようなデータの使い手のプロたちと協働いたしまして、データの有益性を積み重ねることも考えられるところであります。

いずれにしても長期的なスパンで取組が見込まれる、必要とされるところでございますけれども、まずは一步踏み出さなければ何事も進まないと考えておりまして、どうかしてデータの利活用が進まないかと日々悩んでいるところでありまして、よい知恵、御助言等ございましたら、ぜひ皆様からもいただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○森田座長　ありがとうございます。

最後になりますが、個人情報保護委員会、佐脇紀代志事務局長から発表をお願いいたします。

○佐脇局長　ありがとうございます。個情委事務局長の佐脇でございます。

本日は個人情報等を取り扱う政策を企画立案・実施する上でのっとっていただきたい基本的な考え方を御紹介したいと思います。限られた時間での基本的な考え方の御紹介でございますので、非常に常識的でシンプルな話だという印象を与えてしまうかもしれませんが、常識的なことをちゃんとやるのはなかなか難しいというのも事実でございます。

表紙をめくっていただきますと、基本的な全体像を示してございます。個人情報の保護の規定は憲法の下にあります基本的な部分と、その2つ下にあります具体的な情報の取扱主体ごとに守るべき規律を書いている部分に大別されます。個別の規定につきましては、これが主体で分かれていまして、民間部門と公的部門に分かれております。政策によりましては、片方あるいは両方の規定が関係してくることになりますので、両方の理解が必要です。上から3段目にあります個人情報の保護に関する基本方針、これは個人情報の保護に関連する官民の幅広い主体が取り組むべき方針を包括的に定めた閣議決定の文書でございます。個人情報保護法の基本法的部分を具現化したものと言えます。

次のページをお願いいたします。この基本方針でありますけれども、個人情報保護委員会が案を作成し、閣議決定するという性質でございます。下の点線囲みにありますように、項目が法定されております。そのうちの第2項第2号にありますように「国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項」という中で、行政機関が個人情報を使う場合の守るべき項目、配慮すべき要素が書かれております。時間の都合があつて具体的に触れるには限界がございますけれども、例えば柱立ての1つには「各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進」といった項目がございます。複雑化する社会的課題の解決のためには、個人情報を含めた広範で多様なデータの利用が必要なことを踏まえて、実態に即した個人情報の適正な取扱いの仕組みづくりに取り組むべきなどといったことが書かれております。

次のページをお願いします。柱立ての2つ目として御紹介したいものは、本日のテーマにも関連いたします、官民や地域の枠を超えて各主体が取り扱う個人情報の適正な取扱いの推進という柱でございます。この中で、データの取扱いの構造を踏まえた適切なガバナンス体制の構築を進めるといったことが書いてございます。いずれにしても、これらの取組を各省などが行う上では、専門的かつ分野横断的な知見を有します個人情報保護委員会がしっかり連携・協力するということになってございます。

スライドの下の方にありますとおり、委員会ではこれらの内容を踏まえまして、各府省が個人情報等の取扱いに関する政策を立案・実施するに当たりまして、政策目的の実現と個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組めるように、基本的な視座として「基本原則」、正式には「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」というものでございますけれども、それを示しておりまして、参照いただきたいと思います。政策立案と言いましたけれども、必ずしも法令などの制度レベルでの立案だけではありませんで、例えば予算事業における事務手続をどうするかとか、あるいはデジタル行財政改革会議でも進めておられます利用者起点の行政サービスを具体化するアプリケーションを設計する上ではどうするかといった場合にも、ガイダンスとして使っていただくことを想定しているものでございます。

この原則は、令和4年5月にお示ししてから3年を迎えようとしておりますが、まだまだ認知度が低いようでございまして、このたび、私どもといたしましても、より個別の政策立案者にガイドとして御理解いただけるように具体的な事例も交えた解説書を作るべく、今、頑張っているところでございますし、さらに、従前以上に委員会として個別の府省との連携を強化したいと思っております。

ページをめくっていただきまして、この際、個人情報保護法では、行政機関にかかる規律と民間にかかる規律には差異があるということについて情報提供したいと思います。まず、民間の規律でありますけれども、個人情報データベース等を用いる事業者が本人の関わりを受けながら事業者と本人のコラボレーションによって自主的な規律を働かせていこうという制度になってございます。そのために、例えば本人との関係で利用目的が変更されたり、第三者への提供が行われたりする場合には、原則本人の関与、つまり事前の同意が必要だということになってございます。

これに対しまして、行政機関におきましては、公的な信用を背景に収集した情報や、義務性・権力性の高いプロセスで収集された情報、公的機関であるからこそ扱える非常に秘匿性の高い情報など、民間とは異なる情報が、異なる経路、根拠で集まってまいりますので、その特性や行政目的を確定する見地から、取り扱う場合の根拠は本人の意向や同意にはよりませんで、むしろ法律における行政という哲学の下で法令に定める所掌事務、業務の遂行に必要なかどうかというところに一義的な根拠を置いて正当化を図っているということになります。

ページをめくっていただきまして、このような民間とは異なる立場で個人情報を扱う行

政機関でありますので、その場合に政策を立案・実施する上では一定の原則を守っていただきたいと思っております。それが先ほど御説明した基本原則でございまして、これを少し具体的にかいつまんで御説明したいと思います。

まず、このスライドにある、（１）利活用と保護の整合性でございまして。ポイントは、政策目的を明確に特定した上で、その目的の達成のために個人情報の取扱いが必要かどうか、必要だったとしてその取扱いに当たって想定される個人の権利利益に与える影響との比較において本当に相当性があるかどうかという観点から吟味いただくということになります。具体的な制度設計の全体像を眺めながら、トータルとしてリスクを最小限のレベルに抑えるように目指していただくということが大きな原則でございまして。

次のページでございましてけれども、２つ目は、データガバナンス体制の構築というタイトルでまとめてみました。例えば予算事業などを組み立てる上で、民間事業者が個人データを保有するような仕組みが導入される場合には、先ほどの公的規律、民間規律の比較でもありましたように、民間規律の原則である本人の関与を通じたガバナンスがそこにビルトインされることになります。これに対しまして、行政が個人データを保有して管理する場合には、ガバナンス体制という観点で本人関与を丁寧につくり込むというのは必須ではないのですけれども、本人の関与はそのデータを提供している個人の信頼を維持する上でも効果的な場合がありますので、政策目的に照らしながら可能な範囲で関与の度合いを設計していくということでございまして。

ただ、本人の関与といいましても、全部が事前同意というわけではございまして、様々な手法があるわけです。透明性を高める、利用目的を細かく整理して、認知限界を考慮する、利用形式を限定条件付で求めるというように様々なバリエーションがございまして。また、こういった本人の関与の仕組みと併せまして、さらには安全性、透明性、信頼性の確保、その政策の目的、個人が得られる便益とリスクを丁寧に説明し、整理する必要があります。その際には、例えば民間でも一部導入されておりますけれども、データマッピングや、先ほど御紹介がありましたPIAといった手法も効果的かもしれませんし、あるいは、第三者委員会を外部に置く、CPO、DPOを置いて責任関係を明確化するといったこともございまして、様々な手法がございまして、民間とは異なりまして、これらを全部含めて政府として国民に対して説明できる体系をいかにつくるかという視点で設計いただくということになるかと思います。

次のページ、最後に（３）でございましてけれども、政策によりましては、立法を求める、立法措置が必要であるという場合がございます。その際にも、これもごく常識的な話ではございますが、やろうとする政策が、既存の個人情報保護法関連法令に照らして整合的といけるかどうか、何らかの法的対応が必要になる場合の観点については政策によって様々あるわけではございます。

モデル的に①、②、③と書いてございまして。①にありますのは、既存の法令に抵触する可能性があるけれども、政策分野の特有の事情を踏まえると、その実現に必要な範囲で特

別な扱いを許容することが適切という場合には、思い切って特別法をつくるというものです。ここでは一般ルールから外れることになりますから、これまで述べてきたような利活用と保護の整合性、データガバナンスの体制の構築という観点を含めまして、より丁寧で重い説明責任が求められることになろうかと思います。

②は、個人情報保護法の運用の中で、ある程度例外要件の該当性判断のようなもの、定型でございますけれども、どのように解釈するかが定着しつつあり、その例がとても多いような場合に、この際、法律上明示してしまうことによって紛れがなくしてしまうというアプローチもあるかもしれません。

最後に③でございますが、これは逆にセンシティブな情報を扱ったり、取扱いのデータの処理によっては特別なセキュリティ上の措置が必要になったりするという場合には、むしろ一般法に対して上乘せするというものがあるかもしれません。このような検討を経て、必要なものについては立法により対処ということになるかと考えております。

以上、駆け足になりましたけれども、個人情報に関連する政策を企画立案するに当たって留意いただきたい点といたしまして、民間規律と公的規律の違い、それから基本原則の簡単な御紹介をさせていただきました。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、これからディスカッションに入りたいと思います。いつものように御発言のある方は適宜会場の方はネームプレートを立てていただき、またオンラインの方は挙手ボタンを押していただきたいと思います。

それでは、最初に稲谷構成員、その次が越塚構成員、そして依田構成員、その順番で簡潔に御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○稲谷構成員 ありがとうございます。

なるべく簡潔にと思うのですが、非常に充実した内容でして、いろいろ私のほうで思ったところがありますので、何点かに絞ってなるべく簡潔に説明したいと思います。

まず、事務局から御議論いただきたい点として挙がっていたものと関係する点です。データ一般を対象としてデータ利活用に関する分野横断的な課題を検討する組織は必要であると思います。その際、広島県さんのプレゼンでも触れられていたように思いましたが、現実的な事務の負担能力を考えてみると、国家と地方との既存の役割分担の見直しも含めて、公共データを使えるようにするための基盤をどうつくっていくかについて再検討する必要があるのかもしれないという印象を持ちました。

それから、データを作る、基盤をつくることもそうなのですが、その後もアップデートを繰り返して常に最新の情報を信頼できる形で提供できるようにするためには、かなりコストがかかってくところがあるのだらうと思います。そうだとすると、どこからやるのかとなってくると、社会的なベネフィットが大きく期待できるような、ある意味重要なインフラとなり得るような部分から実施していくという方向性は大事だと思いますし、

例えばベースレジストリはそういうものなのだと思います。

私はベースレジストリの検討会にも参加しておりますので、その観点から少し思ったところも申し上げますと、例えばアドレスベースレジストリでありますとか、不動産ベースレジストリみたいなものを作っていくときにしばしば問題になるのは、現実の物理空間に関するデータとベースレジストリのデータをどう紐付けていくかという点です。物理空間はどんどん変わってしまう上に、必ずしも申告がなされるわけではないので、誰がどういう形で把握するのかがアップデートにおいて大きなポイントになります。それを例えばどこかの自治体だけあるいは国だけがやるというのはかなり現実的ではないところがあります。ですので、そこはそういった地理空間情報を利用している私的主体の協力も得ていくことが必要ですし、特に公的な補助を受けて例えばドローンなどの試験飛行を通じて、実験的に地理空間情報を使っていく主体があれば、そこから得られたデータもこちらに統合することで、地理空間情報をアップデートするような仕組み、つまり、公共的なデータを公私協働で作っていく枠組みを考えていくことは必要なのではないかと思います。

こういった枠組みができるということは、ベースレジストリの整備もそうですが、地理空間情報ですと、例えば災害対応の観点でも重要ですし、今日の直接の論点ではないと理解しておりますけれども、将来的にドローンハイウェイみたいなものができてくることになると、究極的には民間の利活用が広がって行って、さらに大きなベネフィットが期待できますので、この辺りの拡張性も含めてどこから投資・整備するのかを考えていくことになるのだろーと思います。

それから、ベースレジストリが適切に整備されると行政コストが劇的に下がりますし、何より国民の側で何回も同じような手続をやらなくていいということは非常に利便性を感じられる部分だと思うのです。以前、デジタル庁ではたしかアンビエントという考え方も提唱されていたと思いますけれども、ああいった世界観に何とかして持っていくことが人口減少時代においては非常に重要だと思いますし、データとAIを利活用することによって煩雑な行政機能のほとんどを自動化して、創造的な仕事に人間に集中的に従事してもらうようにするところを目標とするべきですし、そこについての意識を共有しておくことは重要なのではないのかということ全体を通じて改めて思いました。

それから、少し細かい論点なのですが、人材の育成に関してなのですが、これは小林さんからありましたように、双方向でのリボルビングドアを充実させることは極めて重要かと思います。私は大学ですので、大学とのリボルビングドアに関しますとダブルアポイントメントやリカレント教育を受け入れていくみたいなパターンもそうだと思いますが、例えば専門知識を習得したポスドクポジションの若手研究者に何年か官庁でデータ分析などの経験を積んでもらって、さらにステップアップの機会を考えていくみたいなことは、双方にとってかなりメリットが大きいのではないかともし思いました。

それから、伊藤先生から御紹介があったEBPMのためのデータリンケージについては、こ

れはぜひ進めていただきたいと思いますし、我々研究者としても公共データを利用可能にしてもらいたいと強く思っています。例えば最初のプレゼンの回に少し御説明も申し上げましたように、法令を機能的に理解して、機械にその機能を置き換えていくという観点からは、法益の定量化みたいなものをどうしてもやらなければいけなくて、この点もアメリカやイギリスなどだと、ある程度公に使えるデータを利用することで、リスクに関する顕示をベースに、顕示された選好をベースに金銭換算するVSLみたいなアプローチも取られていると聞いていますので、こういったアプローチを進めていくことはEBPMを合理的に進めていって検証可能にする観点からも重要ですし、そこにアカデミックが果たせる役割も大きいと思いますので、ぜひこういったところに関与できるといいかと思います。

法学者としては、法解釈や立法の際にはほぼ必ず利益考量と呼ばれる、今の話もそれに関係するのですが、その手法が用いられるわけですが、ここについて法と経済などの知識も使いながらより定量的でフォーマルな分析を行いたいと常に考えていますので、我々としては研究目的でこうしたデータを使えるよしてもらえるのであれば、めちゃくちゃ喜んで使うインセンティブはありますし、さらに言えば、そこから様々に出てくるアウトプットを上手に利活用していただければ、あるいはこういう研究をやっているのだよという研究者に対して、こういうデータをあげるから一緒にこういうことをやらないかみたいなことを持ちかけてもらうことによって、官庁さんとしても様々な形で利用可能な研究成果が得られて、その結果としてアカデミアと公共の協働も進んでいくし、そういった成果が公開されることによってどんどん裾野が広がっていくといった効果も期待できるのかと思います。

法令データについても、我が国の法実務を考えますと、検討会なども含む立法過程における議論みたいなものを理解していくことは結構重要なので、こういったことについてもリファーできるようにしてもらいたいと思いますし、同じように実務の現状を考えると、ガイドライン等のソフトローは決定的に重要だったりしますので、その辺りもつなげられるといいのかと。あとは裁判例、判例の追跡みたいなものを今よりも簡単にできるようになるとより利便性が上がるでしょうし、法令を自動的に処理していく、定量的に理解していく研究手法を考える上では非常に重要なベースになるかと思います。

最後に、個人情報法の御紹介があったのですが、特にベースレジストリの場合に、公共目的で取りあえず他の公的機関に情報提供できるようにする場合には、徹底的にリスクベースで考えていくのだとすると、本来は、取得時に利用目的をどう書くかに関して、一般の行政活動にする規制とは違う取扱いも考えられるのではないのでしょうか。というのも、個人情報について他の公的機関に共有する場合、その省庁でも元々個人情報を取り扱っていて、しかも同じようなリスクガバナンスがかかっているという話になるのだとすると、それぞれの個人情報について、例えば何々省に送られますとか、そこでどういう使い方をしますみたいなところを取得時に特定したからといって、リスクの観点から何かが直ちに変わるわけではないと思うのです。もちろん使う個人情報の種類によってそれに応じたり

スクガバナンスが必要だということは分かりますけれども、それは別にどこの省庁でも同じ規律としてかかるはずで。そうなってくると、ここについてリスクベースで考えていくということをさらに徹底した場合には、御説明があった枠組みは当然理解できるのですが、より踏み込んだ整理の仕方を考えることもできるのではないかと思ったところでは。

以上となります。ありがとうございました。

○森田座長　たくさんありがとうございました。

続きまして、越塚構成員、どうぞ。

○越塚構成員　越塚です。

3点ぐらいコメントさせていただきたいと思います。

1つは、先ほど稲谷構成員のお話にもあったように、今日は非常に充実した内容で、今日を聞いただけでもいろいろな話とやらなくてはいけないことのメニューがたくさんございまして、充実している反面、やらないといけないことが満載という感じもして、これは今でもこうですけども、来年になると、また再来年になるとやらなくてはいけないことがどんどん出てくるというものがこの分野かと思います。そういう意味だと、先ほどの稲谷構成員の冒頭の話と同じで、体制の強化、組織強化、これは前も申し上げたかもしれませんが、これは政府内では確実に必要かと思います。いろいろ現場の方にもお伺いすると、こういったデータを扱うことが役所の中でも正式な業務としてきちんとリストアップされているところはまだいいのですけれども、係員の方のボランティアに依存しているようなところは、これは至急解消していかなくてはいけないことだと思いますので、そういった組織強化、体制強化は必要だと思います。

最初の事務局さんのお話であったデータ品質に関して、これは技術的に大変重要だと思っています。AI、特に最近だとLLMが出てきたことは極めて重要で、データの直接の利用者にAIがなってくるということで、かつその効果も大きそうだと。今までの機械学習の事前学習処理みたいなところにデータを使うだけではなく、推論時に動的にデータを利用することが、RAGなどもそうですけれども、広く行われるようになってくると、今までも機械可読ということは随分言われたのですけれども、これまでの機械可読の機械は人間が裏にいて、人間が扱うツールがちゃんと扱えるという意味で、ある種、半自動利用だったので、最近のLLMやAIエージェントを見ると、人間なしで自律的に完全自動処理になっていますので、これに対する品質基準が必要なのかと。オープンデータだとファイブスターといった品質基準が昔からありますけれども、恐らくAI可読性も考えると、今日のお話にもあったようなものをだんだん規格化していくと、シックススター、セブンスターみたいなものが要るのかと。今までの機械可読のテクニックとAI向けのテクニックは若干異なるのかという気がします。

最後に、人材育成なのですけども、データに関して、データを使うほうや利活用するほうはデータサイエンスと言われる分野で、我が大学でもそういった学部ができたりとか、

いろいろなことができて人材育成が行われてきているのですけれども、データを作る側、データを出す側、これはデータエンジニアリングと言ったりとか、データを流通させるほうはデータスペースと言ったりとか、今日いろいろな話に出てきたIDとか、データのクオリティーとか、ライセンスとか、みんなそっち側になると思うので、そっち側の人材育成が手薄なのかと。つくばの五十嵐市長からもデータの成形が重要というお話がありましたけれども、これはデータサイエンスでAIなどで利活用するというよりかは作るほうなので、そういうことも含めたバランスのよい人材育成が、特にデータ出す側、流通させる側、作る側といったものは少してこ入れする必要があるのかと思いました。

以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、依田構成員、どうぞ。

○依田構成員　こんにちは。京都大学の依田でございます。

本日、小林様及び安藤様の資料の中で、EBPMを推進するAI人材やデータ人材に関する御言及がございました。経済産業省の試算によれば、日本では2030年にAI人材、データ人材が約15万人不足すると見込まれており、一般市民におけるAI・データリテラシーの低さも懸念されるところです。この点について、日本の大学教育にも大きな責任があり、早急な対応が求められます。私自身、この問題に関連して、2月14日付の日本経済新聞「経済教室」に寄稿したこともございます。

以下、時間節約のため、事前に用意したメモに基づいて私見、コメントを述べさせていただきます。

まず、文系について申し上げますと、法学部や経済学部などでは、入学試験に数学を課していない大学も多く見受けられます。これが一般事務職、ホワイトカラー層におけるAIやデータ分野への苦手意識の一因となっていると考えられます。

次に、理系については、工学部の学科構成が旧態依然としており、AI・データ分野を担う情報工学系の定員が社会的ニーズに対して著しく不足しています。そのため、京大工学部を例に挙げますと、他大学でも同様ですが、情報工学系の競争は他学科に比べて非常に厳しく、合格最低点に100点もの差が生じています。

もちろん文理の区分自体が問題の根源であることは明らかであり、早稲田政経が取り組んだように、文系学部において数学の入試必須化を進めるとともに、工学部における情報工学系の定員を倍増あるいは3倍増させる必要があります。

ただし、このような制度的調整には一定の時間を要するため、当面の対策として今すぐにでも実施可能な方策にも注目すべきです。

1つは、多くの日本の大学では第2外国語が必修とされている点に注目し、これに代えてあるいは選択必修科目として機械言語であるAI・データ科目系の履修を促す、可能にするという方策です。例えば京大経済学部では選択必修にしていますが、約3～4割の学生がドイツ語やフランス語の代わりにデータサイエンスを選択しています。本来であれば必

修化が望ましいのですが、全学のAI・データサイエンス教員の確保が追いついていないのが現状でございます。

もう一つは、日本では欧米諸国と比較して各都道府県に国立大学の工学部が戦後設置されてきた割合が高く、国立大学全体に占める工学部の定員比率は約3割と高い点であります。アメリカでは1割未満です。この点からも、工学士の絶対数が不足しているわけではありません。したがって、AI・データ分野をそうした学生に副専攻として位置づけ、なるべく全ての工学士に履修を促すということで、AI人材、データ人材の量的不足は大きく緩和されるものと考えられます。

恥ずかしながら、大学による自己改革の取組はなお不十分な点が残っておりますために、政府や経済界からの積極的な促し、働きかけも時には必要ではないかと個人的に考えております。

以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、ほかに御発言を希望される方、いかがでしょうか。

生貝構成員、どうぞ。

○生貝構成員　大変貴重なお話をありがとうございました。

今日のテーマに関して、4点ほど簡単に発言をさせていただきます。

1点目としては、こちらの御議論いただきたい論点の1にございますとおり、これも専門分野からとなるのですが、改めて例えば欧州のオープンデータ法やデータガバナンス法といったここ数年来の国際的なオープンデータ法制のアップデートを参照して、このルールを考えていく必要があるのだろうと。例えばそれらの法制の中ですと、行政データの提供に対する対価であるとか、あるいは機械可読性、ないし特に公共的な利用価値の高い高価値のデータセットに関する特別な公開の在り方、これは向こうでいうところの自治体レベルも含めて法制レベルで規定しているわけでございます。そろそろ我が国としても徹底するためにはどのような取組が有効なのかといった観点から、そういうことに関する一定の法的枠組みを考えてもよいのだろうというのが1点目でございます。

2点目といたしまして、先ほどの稲谷構成員をはじめとして幾度かございました公的資金等に基づく民間側の作成データの扱いということ、これは以前も少し発言したところでございますけれども、今はオープンデータ政策といったときに、必ずしも純粋に行政が保有しているデータだけを対象とするものではなくなってきている。そういったものをしっかりと視野に入れながら、準公共的な部分のルールの在り方はどのようなものかといったこともスコープに入れて議論していく価値があるのだろうと思います。

3点目として、この文脈であり日本で議論されず、しかし国際的には重視される概念としてOpen Data Intermediaries、オープンデータ仲介者というコンセプトがございます。御案内のとおり、オープンデータはなかなか世の中に公開しただけでは使われず、またそれを加工したり、整備したりするコストや人材も必ずしも行政機関だけで賄うことはでき

ない。そういった仲介組織は、伊藤先生から御紹介いただいたイギリスの匿名化等を支援する、実行するような公的性質が高い組織もありますし、民間の側がそういった役割をビジネスの一環として担う状況もかなり散見されるようになってきている。日本でもいろいろなOpen Data Intermediariesが実質的には出てきているわけですが、そこに例えば共通して求められること、それをどのように支援していくかといったような、まさに組織強化を多元的・分散的に進めていくために何ができるかを考えていく価値があるのだと思います。

最後に、4点目といたしまして、今日の話題から少し離れるかもしれませんが、行政機関の匿名加工情報制度、あれは導入されてそれなりに時間がたつと思うのですが、あれが実際にどのぐらいの提案があって採択されて活用がされているのかというフォローアップはあまりできていないと思います。重要な行政データの活用の枠組みだと思いますので、そのフォローアップを考えるとともに、例えばそこに課題が生じていることが、その仲介者の役割によってどのように解決することができるのかといったところも含めた検討もだんだんとやっていく価値があるのだと思います。

以上でございます。

○森田座長　ありがとうございます。

宍戸構成員、手を挙げておられるということですが、どうぞ御発言ください。

○宍戸構成員　ありがとうございます。画面オフで失礼いたします。

3点、簡潔に申し上げたいと思います。

1つは、これはオープンデータの定義にもともと入っている話ではあることはよく承知しているのですが、この時代、LLMなどを考えたときに、オープンデータの議論について法制化の御議論も十分検討すべきではないかというのは、私はもともとだと思いますが、その際に重要なのは、アベイラビリティに力点を置くことではないかと思いますが、データが使われるようにする、データセットが使われるようにする。もちろん使われるということは、行政内部あるいは別の行政機関、アカデミア、民間で使われるということになり、使われた結果で何が起きるかも踏まえて、データそのものの定義あるいは要件というよりは、そのように官の側のデータを使えるものは使っていくのだという考え方を確立していくべきでないかということが1点目でございます。

2点目は、そういったことに向けて、これはデジタル臨調以来、ずっと議論にあるところではございますけれども、1つには行政組織の内部で行政活動に伴って取得、蓄積されているデータの利用、アベイラブルな状態にすることについて、明確な位置づけをしていただくことが大事なのではないかと思います。もちろんそれは公務員制度、人事にも当然はね返ってくるところで、この辺りは座長の御専門かと思いますが、そうなると思います。今日、貴重な海外の例を御紹介いただきましたけれども、日本の議院内閣制の下でこれをどうやっていくのかを詰めたほうがいいのではないかと考えております。

具体的に申しますと、それぞれ行政活動には根拠となる法律があり、その法律は各省大

臣がそれぞれ執行する、担当大臣として実施をすることになり、実際には局や課レベルでこの課がこの法律を所管しているなどということになるので、法律に伴ってその法律に関するデータもその課室などが所管しているということになるのだらうと思うのですけれども、この間、デジタル庁もできたり、デジタル化の推進の中で、省庁内部の横串やデータに関する統括的な部門もできていると思いますが、それが顔が見えてこない、実際に実績が見えてこないということもあります。

また、データの中にはお金に関わる部門や人事に関わる部門など、議院内閣制の下で横串で把握できて、その横串の部分をも管されている官庁もあるわけでございます。そうしたことに伴って、それぞれの縦割りの行政の部分と横の部分の両方をうまく組み合わせて、それぞれの行政活動あるいは行政内部の事務処理に伴ってデータの問題をちゃんと考えてアベイラブルな状態にできるということをする。そういったことを発信していくのにデジタル庁、またこの場合は適した場ではないかと思っております。

最後に、3点目、ベースレジストリのお話でございます。富安統括官からお話をいただきましたけれども、大変な御苦勞をしてここまで持ってきていただいているのは分かりました。そのことに敬意を表しますと同時に、ベースレジストリが今後どうなっていくのか、いつになったらどういう形で人々の生活が変わって便利になるのかについてデジタル庁は頑張ってください、また発信をいただく。その中身が6月の重点計画のような取りまとめに生かされたり、またそのことを前提にデータの利活用に関する制度や政策をどうしようということが固まってくることがあるかと思いますので、ぜひその点もまた必要なタイミングでお話をお聞かせ願えるとありがたいと思います。

私からは以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

時間が押しておりますので、申し訳ないのですが、手短にお願いいたします。

○岡田構成員　岡田でございます。

大きく2点ほどお話ししたいと思います。

1点目は、様々な地方自治体の取組を今日お聞かせいただいて、大変勉強になりました。私も東京都のAI戦略会議のメンバーを務めておりまして、今日はつくば市と広島県のお話がありましたけれども、地域ごとに大変ユニークな取組があるのだと勉強になりました。

その関係で思ったのは、様々な地方自治体が創意工夫のある取組をされている中で、リソースが足りていない地方自治体もたくさんありますし、ノウハウを広めて横展開したい地方自治体もあるので、それぞれの取組をどうノウハウを共有していけるのかも大事になってくるのかと思いますし、その点も含めてどう各団体の取組を最大化していくのかも大事であるように思いました。

同じく地方自治体の関係について、今日の資料2でデジタル庁の富安統括官から、「本人起点での行政サービスを実現する上で、例えば当初の利用目的に含まれないような情報の活用が必要になるケースなど、個人情報保護法等との関係を含む枠組みをどう考えるべ

きか」というお話がありましたけれども、つくば市のお話ではまさにプライバシーに関する取組があった一方、広島県のお話では非パーソナルデータに関する取組とのことでした。実際のそれぞれの地方自治体の取組の中で、はたして個人情報保護法制に関して何か障害になっている部分があるのかないのかは、もう少し実際の現場での肌感覚を知りたいと思いました。

次の２点目として、個人情報保護委員会の佐脇事務局長から公的部門と民間部門の規律の相違なども含めてお話がありました。公的部門と民間部門の規律が違うこと自体の是非について今日コメントするものではありませんが、私は弁護士として、行政機関等の公的部門が民間部門に個人データの取扱いを委託するという場面のように、双方の規律が交錯をしてくるような場面によく遭遇することがあります。そのときに、規律が違うので、どういう原則が適用されて、どういう例外が適用されてくるのかの条文の適用関係が結構難しいと思うところもあります。もしそのような問題がデータ利活用の支障になっているところがあるのであれば、その点も含めて検討が必要だと思いました。

逆のベクトルとして、公的部門が民間事業者に個人データの資料を委託するときに、どうやって適切に監督をしていくのかという問題もあるように思っています。去年の終わり頃に自治体からのレセプトデータ提供についての注意喚起も個人情報委から出されたことがありましたけれども、個々の地方自治体のリソースが足りていない部分もある中で、どのように効率的かつ適切に十分監督していくのかという点も、民間と公的部門の規律の交錯という観点からも重要な課題であると思いました。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

時間が来ておりますけれども、非常に重要な議論をしておりますので、落合構成員と最後に巽構成員、本当に簡潔にお願いいたします。

○落合構成員　簡潔にと言いつついろいろとございますが、まず司令塔に関しては宍戸構成員におっしゃっていただきました。非常に重要な点だと思います。改めてデジ行財、デジタル庁も推進する側がおられて、個人情報委もおられて、こういう各所が集まって全体を通してという議論を行うことは、これは非常に重要と思っております。御議論いただきたい論点の２の中で、こういった法的課題の整理はこういう場面で行っていくことが司令塔機能と併せて非常に重要なのではないかと思います。その点は今後どういう形で司令塔機能をつくっていくのかに当たり、ぜひ考慮いただければと思っております。

また、論点の３との関係では、１つ重要な点としましては、そもそもこのデータを官民で扱っていくに当たって民間のデータを官が取得するような場合、これに関する根拠をしっかりと整備していくことは重要ではないかと思っております。これは任意に提供するような場合もあるでしょうし、実際にコロナ情報のときでもリスクを負って民間事業者が政府に情報を提供したりだとか、それによってXやツイッター等で誹謗を受けたりということもありました。こういった任意での提供に関する根拠と、また生貝構成員も少しおっしゃ

っていた部分と重なるかもしれませんが、欧州においてデータ法、データガバナンス法で整備されている法整備の体系の中では、災害等の場合の義務的な取得があります。日本の中では災害は非常に重要な局面になると思いますので、こういった場面を念頭に義務的に取得できるような仕組みを、制度的に整備していくことが重要ではないかと思っております。

また、このデータ自体の整備について、行政が保有しているデータの機械可読化、これは標準化まで行かないような作業としてまずしっかり行っていくことは重要かと思えます。今回の標準化の手前でファイルの形式などの、レベルの比較的軽い構造化などを、できるところから、特にニーズや、実施しやすいところがどこなのかをリストアップした上で、比較・検討していくことがいいように思っています。今の瞬間にこの場だけで決めてしまいますと、やや抽象的ではないかと思えますので、実行のしやすさを考えながら実施していけるといいかと思えます。

コスト、インセンティブについては後でコメントさせていただきますが、そもそもデータを整備するコスト自体を下げられるような取組はどういうものがあるかが重要です。その1つの取組として官民の連携もあるでしょうし、伊藤先生のお話しされたようなコミュニティの整備や、稲谷構成員がおっしゃったような民間の活用であったり、岡田構成員も実際に事業として実施されているような場合をどう使うか、こういったところがあると思いますので、しっかり官民で対応できるようにしていくことが重要だと思います。

また、各資料について簡単にコメントさせていただきたいと思いますが、資料2のデジタル庁で御説明いただいたベースレジストリの点は、非常にこれまでの進展をまとめていただいて、詳細は稲谷構成員におっしゃっていただいたところに賛同いたしますが、民間まで利用できるように進めていくことが非常に重要はないかと思えます。

資料3のつくば市から御説明いただいていた中で、行政機関も含めてインセンティブ設計をしていくことは重要だと思います。公務員の方は真面目な方が多いので、義務であれば懈怠することは考えられませんが、ただ、どうしてもできないので後回しになるとか、実際にタイムリーにデータが整備できないといった事態が生じることはあります。また、ほかの予算を削らないといけなくなり、ほかの事業ができなくなるなどもあると思います。このため、公務員個人や組織が活動に注力できるインセンティブ設計をしっかりと考えることが重要だと思います。これは官側から提起することが難しい論点だと思いますので、民間が入っている会議でしっかり指摘していくことが重要ではないかと思っております。

資料5の伊藤先生におっしゃっていただいたデータリンケージの仕組みも非常に面白い取組だと思っております。PETsなどの文脈でも議論されているところとも実質的には重なるところもあるかと思えます。実質的にはデータの最小化を図っていくことは技術的に行うのか、それとも信頼できる主体を入れて行っていくのかということで、そういったファイアウォールなどを作っての作業を分けることも、データを最小化しながらつなげるためのやり方だと思って、非常に参考になる取組だと思いました。

資料6の御発表について、標準化に行く前に構造化でできるところとして何があるのだろうか、ということでファイルの話などもあったと思います。レベル感があり、機械可読から、標準化に進むとレベルが上がりますが、標準化の内容も、取り組みごとにレベル感の相違があるのではないかとということを気づかされる発表だったように思っています。これはAI時代で医療分野においてどう整備するかという議論でも少し議論になったところだと思いますので、データ連携基盤にどの程度載せるのかというつくば市の議論されていた内容ともつながると思っております。最低限のフォーマットをどう整備していくのかは、特に優先課題で、まず実施しやすい、また早めに実装できるということで考えていくことが重要ではないかと思えます。

最後に、個人情報保護委員会様では、本日は行政機関と公的分野と民間分野の違い、特に取得プロセスにおける義務性・権力性の高い点や、また公的信用を背景に収集されているといった特性の違いを踏まえて御説明をいただき、大変分かりやすく現状を御整理いただいたと思っております。これに関しては、統計情報等に関して民間分野については同意を要さないアプローチを出されているところがあり、これについて行政機関ではどのように整理されていくのだろうかという点に、本日改めて気づきました。二次利用に関しては、行政機関等匿名加工情報の利用や仮名化処理の制度は、やや民間側の匿名加工情報の利用よりも難しい、もしくは手続が煩雑であったりする、もしくは仮名化については必ずしも制度上手当てされていないところがあるといった状況にあると思えます。しかし、こういった仕組みは、民間以上に公的部門でも利用できるようになることが重要に思えます。

また、一次利用についても同意の在り方を民間側において整理している中で、もともと同意を必ずしも必要にはしていないものの、行政機関における目的管理という意味では共通して行っている部分があるものの、民間側の同意の在り方が変わるということで、行政側に対するガバナンスの在り方はどう変わってくるのだろうかということは、今後重要な課題ではないかと思いました。

長くなりましたが、以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

それでは、異構成員、お願いいたします。

○異構成員　異でございます。

端的に2点のみ申し上げます。

1つは、行政データの利活用の法制化の方向性が何度か構成員から示されておりまして、私もそれに賛同するものなのですけれども、そこで参考になる仕組みは、当然EUのデータ法制もあります、既に国内にもございます。これまで各省庁に御発表いただいたところによりますと、厚生労働省では公的データベースの利活用促進を進めており、断片的には法制面の整備もなされているということがありましたので、国内の各省庁の取組の中で、法制化に至るまでのスキームを先んじて検討されているところに学ぶということがあり得るだろうと思いました。

もう一点は、逆に、各分野の行政データの利活用の状況を見ますと、必ずしも個人情報保護だけがハードルになっているわけではないように思われます。本日特に学術データの利活用というところで統計データが何度か登場しましたが、統計法の二次利用の仕組みは研究者にとって非常に使いづらいとしばしば聞くのですが、あれは個人情報の保護のためだけにハードルが高くなっているというよりは、秘密保護により統計の信頼性を確保するというまた別の目的のためにハードルがかかっているように見えます。別の分野でいうと、税務情報の二次利用については税務上の秘密の保護がハードルとして認識されており、こちらは私自身も自分が関わっている研究で実際に見分しております。個人情報保護以外のところにあるデータの二次利用のハードル、特に秘密保護法制がどこまで関わるのか、そのあたりも行政データの利活用を法制化するに当たっては避けては通れないところだと思います。 以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

まだ御発言をしたいと思っていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、時間が過ぎておりますので、この辺で終わらせていただきます。

本日は活発な御議論を大変ありがとうございました。

最後に事務局から。

○山澄審議官 次回の日程でございますが、第9回の検討会は4月15日の14時から開催する予定です。

○森田座長 本当に本日も活発な御議論をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日のデータ利活用・システム検討会を終了いたします。ありがとうございました。